

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第9号

令和4年6月3日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（34名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部長	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	鈴木俊也君	デジタル政策課長	菊地浩君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君	職員課長	岩本尚史君
市民課長	長井素子君	産業振興課長	佐伯芳幸君

子ども家庭支援
センター長 原 里美 君
福祉推進課長 山田 茂人 君
健康推進課長 志村 明子 君
土木公園課長 寺島 由紀夫 君
建築課長 中橋 健 君
指導担当課長 菅野 恭子 君
中央公民館長 伊藤 智 君

保育課長 関田 孝志 君
地域包括ケア
推進課長 石嶋 洋平 君
新型コロナウイルス
感染症
対策担当課長 中山 仁 君
道路交通課長 一ツ木 正美 君
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君
生涯学習課長 高田 匡章 君
中央図書館長 浴 靖子 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、18番、東口正美議員の一般質問を行います。

○18番（東口正美君） おはようございます。それでは、昨日に引き続き再質問を行わせていただきます。

大きな3番のデジタルデバインド（情報格差）解消の取組についてというところの再質に入らせていただきます。

まず市長答弁では、市民の皆様のこの情報格差に対する市の認識ということで、パソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな方がいることを考慮して、このデジタルデバインド対策を検討する必要があると考えているという御答弁でした。そしてスマホ未利用者につきましては、東大和市としましては令和3年度、公民館が先駆的な取組を行っていただき、大変に好評だったということで、引き続き同様の事業を上北台公民館において行っていただくというふうに確認をさせていただきました。

続きまして、参考となる他市の事例ということで、国分寺市、多摩市の例を挙げておりますが、この2市では具体的にどのような内容で取り組まれたのか教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 多摩市、あと取組等についてでございますが、東京都のほうで実施しておりますデジタル関連施策でございます、高齢者向けスマートフォン普及啓発事業等を活用して実施をしてるところでございます。主な事業といたしましては、スマートフォンの体験会及びスマートフォンの相談会の2事業でございます。どちらも対象は60歳以上の都民の方で、持ち物等は特になく無料で実施をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。これは東京都の補助金を使ってということで、確認をさせていただきました。また私が調べたところでは、千葉市では国の予算を使って、昨年、48回のデジタルデバインド解消の取組を行っているということなんですけども、この件についてもお分かりであれば教えてください。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 千葉市で開催されましたスマートフォンの講習会でございますが、こちらは国のデジタル活用推進事業の地域連携型として実施されたものでございます。この地域連携型のスマートフォン教室は、事業者が地方自治体と協力して高齢者のデジタル支援を支援する講習会を実施した場合に、国が事業者に対して補助金を交付するものでございます。千葉市におきましては、実施主体となりました事業者からの提案に基づいて、講習会を開催したというふうに確認をしております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） このように国や都も、このデジタルデバインド解消に向けて予算をつけているわけですが、けれども、これらの予算について東大和市として取組について検討したのか、今後どのようにしていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 国の事業、それから東京都の事業、それぞれスマートフォンの体験会、

予定されてるわけですが、基本的にどちらの事業も、公共施設等の提供のする場合の負担はございますが、市の直接的な財政負担はないというふうに考えてございます。このようなことから市のほうにおきましては、特に東京都の事業につきましては市からの申請というか、申出に基づいて実施するものでございますので、こちらの活用を今検討してるというところでございます。

以上です。

○18番（東口正美君） 確認なんですけれども、公民館でやった事業はこちらの補助金を使って行われたのでしょうか。

○中央公民館長（伊藤 智君） 今年の2月に開催しました上北台の公民館のスマートフォンの講座でございますが、こちらのほうは公民館の主催事業ということで、東京都の事業ではございません。

以上です。

○18番（東口正美君） そうしますと、やはりデジタル担当のほうで、このような補助金を使っても今後検討していただきたいというふうに思っております。今御紹介いただきました他市におきましては、行政のデジタル化を進める一方で、デジタルに不慣れな人への取組も既に行われているということで、当市も遅れをとらないようにお願いしたいと思っております。

そのような中で、③番に行かせていただきます。

東大和市でも、この行政のデジタル化を進めながら取り組んだ事業があります。このPay Pay 30%のポイントバック事業というのは、初日にも補正のところを取り上げさせていただきましたけれども、非常に反響の大きな事業だということでございますが、この市長答弁でも、ふだん電子マネー等を使われてない家庭へ、この解消づくり、こういう操作が分かりにくい方のことを捉えて、機会づくりに励んでいくということでございましたけれども、1回目から7回目まで行われましたPay Pay 30%のポイントバック事業につきまして、この不慣れな方たちにどのような手だてを講じてきたのか教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） Pay Payの使い方などにつきましては、東大和市商工会においてキャッシュレス決済による消費活性化事業、Pay Payキャンペーンを多くの市民や消費者の方に利用していただくために、電話や窓口などで操作方法などの相談については、商工会の職員が対応いたしました。令和4年4月にPay Payキャンペーンの期間中は、商工会に相談窓口を開設し対応いたしました。4月の相談実績につきましては17件、主な問合せ内容は、操作方法、Pay Payキャンペーンについてでありました。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 17件ということで、少しでも増えていけばいいなと思っております。このPay Payの事業が7回に及んだことで、対象店舗のほうは増えていきましたけれども、ちょっと仕組みとして、来てくださるお客様は市内の方、市外の方、どなたでもという形でございますので、おおむね市内の人が何人ぐらい、このPay Payキャンペーンを使われているのかというのは、市のほうで把握されておりますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 人数等の具体的な数字については、申し訳ありませんが、扱っておりませんが、ただ4月につきましては、全国を見ても、東大和市をはじめ、数自治体の実施でございましたので、市内の消費者の方、または市外から東大和市を訪れる消費者の方がたくさんいたというふうに伺っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） もう1点、確認させてください。この1回目から7回目までのPay Payのポイント

トバックをフル活用された方は、お幾らぐらいのお得があったのかというのを教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） Pay Pay 30%ポイントバック、令和2年9月の第1弾から始めまして、令和4年4月の第7弾までの最大ポイントの獲得についてであります。7回実施の付与上限額を利用された消費者に対しましては、合計で7万1,000円分のポイントが付与なされたことになっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。状況が分かりました。

続きまして、このマイナンバーカードの取得後のマイナポイントの付与についてでございますが、この1階のロビーに専用ブースはいつから設けられたのか、その設けられる前の方たちで、このポイントをもたらえてない方もいるんじゃないかなと思うんですけども、この発行されてるマイナンバーカードに対して、どれぐらいの方がマイナポイントを、5,000円分を獲得されているのかというのは、市のほうで把握されているのでしょうか。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） マイナポイントの人数ですが、マイナポイントはマイナンバーカードに格納していますマイキーIDと言われる番号・記号と、電子マネーをひもづけてポイントを得ることができるのですが、このマイキーIDは、いわゆる住所情報を保有していないため、自治体ごとの申込情報は分からない仕組みになっています。したがって市民の方のどれぐらいの方が、マイナポイントを得たかについては把握できないものでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） あと、もう一つ伺いたいのは、専用ブースを設けて、そこできちんとスマートフォンとひもづけたり、それ以外のキャッシュレス決済ができるものと、ひもづけたりすることができるようになってくると思うんですけども、その専用ブースを設けたとしても、そのひもづけがうまくいかないような事例というのは、具体的にどのようなことがあるのでしょうか。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） いわゆるひもづける電子マネーや、QRコードの決済によりましては、事前準備が必要であったり、設定方法が複雑なものがございます。これにより、分かりにくいとの御意見をいただくことがあります。市としましては、特定の決済サービスや電子マネーを勧めるわけにもいきませんので、どうしても設定がうまくいかない場合は、マイナポイントのコールセンターを案内する場合もございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ちなみに、そういうもう少し具体的にイメージが湧くことを教えてもらいたいんですけども、例えばスマホを御利用でない方で、一番簡単にそのマイナポイントがいただける方法というのは、具体的にはどのようなことがあるのでしょうか。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） スマートフォンを持っていらっしゃる方の、まずポイントの獲得方法であります。パソコンから申し込む方法と、それからマイナポイント手続スポットと言われる郵便局、スーパーとか、そういうところにあるATMなんか申し込む方法がございまして。またパソコンをお持ちでない方は、市役所1階のロビーで、設定支援のためのパソコンもございまして、市役所にお越しいただきますと設定支援をさせていただきます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 今、私も不慣れな部類でございますので、今の御説明だと、じゃスマホ以外を持ってない人で、パソコンも持ってない人はいただけないのかなというイメージになっちゃうんですけども、私の

理解だと、例えばペットボトルの回収で皆さんおなじみのnanacoカードとかだと、マイナポイントがつくと思うんですけども、それだって、それを例えば、スマホは持ってないけど、マイナンバーカードとnanacoカードがあれば、東大和市の市役所に来たら、それはポイントがもらえるのでしょうか。もらえるというか、設定ができるのでしょうか。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） 少し繰り返しになりますけども、パソコンをお持ちでない方については、市役所の1階ロビーで設定支援のパソコンがございます。そのために、マイナンバーカードと、ひもづきたい電子マネー、それからQRコード決済をお持ちいただけますと、その設定支援をしておりますので、そこで設定支援までのポイントを得る方法ができると思います。

以上であります。

○18番（東口正美君） すみません。あともう一つ、私もちょっと勘違いをしてたんですけども、この初回のマイナンバーカードとキャッシュレス決済のひもづけでは5,000ポイントがもらえるというふうに思って、最初から2万円分をチャージしないと5,000ポイントもらえないと思っていたんですけど、多分これ違うと思うんですけど、その最初の2万円が高いよというお声もいただいている、こういうことであればどういう説明になるのか教えてください。

○デジタル政策課長（菊地 浩君） このマイナポイントを得るための仕組みでございますが、最初の5,000ポイントは、いわゆるマイナンバーコードとQR電子マネー、QRコードをひもづけた後、2万円のチャージ、またはお買物をしていただくと後から5,000ポイントつくというものでございます。したがって、そのところの御理解をなかなかしていただかない、お分かりになっていらっしゃる市民の方もいらっしゃいますので、その辺のPRを、説明を、問い合わせあった際に、私どものほうで丁寧に説明している状況でございます。以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。この後、保険証のひもづけ等もありますので、ますます窓口、忙しくなるかなと思います。今回、この解消に向けてという今後の取組ということで伺ってまいりますけれども、私が今回これを質問したいと思った幾つかの動機がありまして、1つは今のキャッシュレス、Pay Pay 30%も、マイナンバーカードのマイナポイントも、消費活性化事業だということを理解をしています。ですので、Pay Payのほうは特に、1回目、2回目につきましては、使っていない人もいないかという市民の方のお声もあったんですけども、これあくまでも商店街等の消費を活性化していくという事業なので、市民だけじゃなくて、そういう趣旨の事業ですって説明してきましたけれども、実際7回目までなって、使っている方と使っていない方が、7万1,000円分のこのお得がないということが、どんどんこの差が広がっていってしまうということが、1つ大きく今回、取り上げなければならないなと思った1つでございます。

今、様々な形で生活が困窮されている方たちで、非課税世帯ではないけれども、様々なものが値上げになっていてという方にPay Pay 30%、じゃお米、灯油って話をしますけれども、実は使えてない。スマホを持ってんですけど使えてなかったりします。マイナポイントも、高齢者の方で、スマホを持っていて、カードも持っているんですけど、ポイントがついてない。何でだろうと思ったら、らくらくホンには読み取り機能がないんですね。なので、このちょっとした掛け違えで使えないということが、こんなにも差が広がっている。この7回のポイントバックのことだけでも、7万1,000円、違っちゃっているんだということを、ここ行政のデジタル化を進める側が分かってかなきゃいけないなというふうにも思いました。

一方、高齢者の方でも、そばにちょっと助けてくれる方がいるとうまく使えてたりするんですね。やはりこ

のちょっとした後押し、支援が大きく進んでいくポイントかなというふうに思っています。私たちも、この2年間のコロナの中で、なかなかお会いできない中で、いろんなものを駆使しながら、例えばLINEのビデオ通話やZoomなどを使って、何とかつながっていきこうというような形でミーティングを開いてましたけれども、当初はミュートが分からない方たちがたくさんいらして、もう会議になかなかならないという中で、画面越しに幾らミュート、そこだよとか、あだよとか言ってもできなかったお宅で私が体験したのは、「ピンポン」ってその家から聞こえるんですね。見かねた近所の方が教えに行って、ここだよって言えば解消するという、そういう小さな、このデジタルの不慣れな部分が、持ってないかという方じゃなくて、持ってても不慣れなことによって、つまずきがあって先に進めないということがあるということを感じて、やはり国や東京都がいろいろ考えても、市民と直接触れ合ってるのは基礎自治体である東大和市なので、この辺を優しい気持ちで取り組めるような形で、情報格差をなくす方法を公民館のように考えてもらいたいというふうに思っております。

ソーシャルディスタンスということを言われてきましたけれども、この感染症防止のためには、実はフィジカルなディスタンスが必要なのであって、決してソーシャルに距離を置くということが求められたわけではないということ、私たちは2年間、学んだと思うんです。介護施設でも、今リモートでお会いできるようになったりということもあります。また、この後はオンライン診療なども進んでいくと思います。今デジタルに不慣れな高齢者の人のほうが、デジタルの大きな恩恵を受ける可能性があると思いますと、人任せにしないというふうにも思っていますので、今後の東大和市の取組について、一言どのように取り組んでいくお気持ちでいるのか、お聞かせいただければと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 今後、デジタル化の進展というのがますます進んでいくものと考えております。その際に、全ての市民がデジタル化の利便性を実感できるようにするという必要があると認識しております。市としましては、国や都の制度で活用が可能なものにつきましては積極的に検討し、また様々な取組で有効なものがないかということをしっかり研究して、今後、市民のデジタルデバイドの解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） 1人できるようになると、こうだよ、あだよって、こう伝わっていくと思うんですよ。なので、この辺もどういう調査が必要なのか分かりませんが、何人使ってるか分からない、何人もらってるか分からないって、サービスを提供しておきながら、そういうことを今後ずっと続けていくわけにはいかないだろうなと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。一般質問を行わせていただきます。

まず1番目に、公共施設等総合管理計画についてということで、①手狭となっている社会福祉協議会を建て替え、子ども家庭支援センターと併設するべきではないかということでもあります。

2点目は、休日急患診療所は利便性の悪い場所のままでよいのか。これはちょっと私の見解ですけども、他施設との併設も含め検討されているのかという点について伺いたいと思っております。

2番目として、広報掲示板についてであります。

①以前より少なく目立たず、探すのも困難な場所もあるということで、もう少し目立つ場所へ移設や新設など、市民や土地所有者に協力を求めることが可能ではないか。その点について、伺わせていただきます。

よろしく願いいたします。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市社会福祉協議会の建物の建て替え等についてであります。東大和市公共施設再編計画におきましては、行政サービスの拠点や災害対策本部を設置する市役所庁舎敷地を中央区域とし、周辺の行政機能を統合することを検討するとしております。その上で、社会福祉協議会が使用している建物につきましては、行政系の施設として、将来、子ども家庭支援センター等の他の公共施設との統合を含め、建て替えの検討が必要になると認識をしております。

次に、休日急患診療所と他施設との併設についてであります。休日急患診療所につきましては、昭和54年度に立野地区に移転した後、平成14年度に区画整理事業により、現在の場所に再築しております。当該診療所につきましては、将来、社会福祉協議会や子ども家庭支援センターと同様に、他の公共施設との複合化を含めて、市役所庁舎敷地への集約の検討が必要になると認識をしております。

次に、広報掲示板の移設や新設についてであります。広報掲示板につきましては、その多くを昭和30年代から40年代にかけて設置し、地域における情報交換手段として、長い期間、市民の皆様にご活用いただいております。こうした状況の中、現在、設置場所に関しましては、当該地域にお住まいの市民の皆様にご広く認識されているものと思われまことに、現時点において移設することは考えておりません。また情報伝達手段が多様化している状況を踏まえ、費用対効果を勘案した中では、広報掲示板を新設する考えはございません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番（中野志乃夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず公共施設等、とりわけ社会福祉協議会に関してですけれども、まず今、市長の答弁では、いろいろ検討は必要だと考えてるということでもありますけれども、具体的にどういう検討というのか、されてるのか、またそういう計画があるのか、その点をまずお聞かせください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 社会福祉協議会の建物についてであります。まず今後、将来に向けましては市役所の建て替え等と併せまして、統合等について具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。また公共施設再編計画の中では、その検討の時期等につきましては、令和17年度ないし令和23年度の期間で検討、また一定の工事の着手などを見込んでいるところでございます。

以上であります。

○22番（中野志乃夫君） いろいろ公共施設の再編計画で、いろいろ具体的な大体予定といいますか、そういうぐらいになるということは、考えてるということはちょっとお聞きしましたけれども、まず私がちょっと今回、社協のことを取り上げるというのは、やはり現在の市の行政運営において、社会福祉協議会そのものは

直接、市の直営ではないとはいえ、ほとんど市が資金的な面といいますか、実際担って、実際福祉関係の行政のある面、大事な役割を担っていると。さらに様々なですね、いろいろ役割も本当に増えてきて、また期待も多いのではないかと考えてます。現状でも手狭になっている。建物自身もああいう形ですから、いろいろ本当に苦勞して、いろいろ考えながら使っているようですけども、やはりもう少し早めに、いろいろその辺の再編計画をしたらどうかなと考えてます。

その意味で、まず市として社会福祉協議会に対して、どのような内容で、いろいろ今後、再編していくといえますかね、いろいろ役割を担ってもらう、その辺のことについては、いろいろ検討されてるのかを、まずお聞きしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 社会福祉協議会の建物についてであります。これまでも社会福祉協議会の建物につきましては、現状、中央地区福祉集会所という市の行政財産の建物として管理をし、それを使用許可という形で御利用いただいている状況でございます。これまでの社会福祉協議会の建物は、3期に分けて、随時、建物等を増築してきた経緯がございます。今後も状況に応じました、適切な対応等を図ってまいりたいと考えております。短期的には、必要な修繕等が発生した場合には、そのような対応等を行うことにより、適切な対応を市として心がけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（中野志乃夫君） まず基本的なことですけども、具体的に社協のほうからは、こうしてほしいとか、こういうところはどうかという、こういう要望というのはもう出されていてということなんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 具体的に社会福祉協議会より、要望等を受けたことはございません。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 分かりました。

たまたま私のほうも、社協のいろいろ関わってる方たちからも、ちょっと何とかならないかって話は以前も聞いたことがあって、具体的な要望というのが出てないというのはちょっと、私も、そういう場がないのかどうか、そういう形と言うのが、ある面、市のなんて言ったら変ですけどね——ほうに遠慮してるのかよく分かりませんが、ただ実際として、あの場所が本当に、今の話だと増築、増築みたいな形でちょっと本当にね、無理な形でと言ったら変ですけども、使ってるし、やはりもう少し建て替え等も考えるべきではないかと。とりわけ、建て替えるなら確かに、ほかの言ってみれば周辺に置かれてる施設と、やっぱり複合化して、その内容を一緒にしたほうが、私も市民からしても利便性があるし、そう思っているんですけども、先ほどの話ですと令和17年から23年という話で、随分先の話なんですけども、それはもう少しいろいろ早く検討するとか、財政上の問題があるからそうなるのかもしれませんが、その辺はどうなんでしょうか。もう少しいろいろ検討する余地はないのか、その辺はどうでしょう。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市といたしまして、公共施設再編計画の中で、各施設についての検討の時期については、お示しをさせていただいているところであります。現在、市といたしまして最優先で進める施設といたしましては、やはり学校の老朽化対応、これを最優先で考えてまいりたいと考えております。その上で、市役所庁舎の敷地を活用した各種行政機能等の統合などの検討につきましては、学校の一連の建て替えないしは長寿命化の改修工事などが終わった時期を見計らひまして、検討あるいは工事の着手等を想定しているところでございます。

以上でございます。

○2番(中野志乃夫君) 当然ながら、計画をしながら、学校優先というのは本当に理解できる場所ですし、またいろいろ学校そのものも、ある面いろいろほかの施設と多少ちょっと併合しながらいいですかね、緊急時の対応で使えるようなことをすべきだということも私も分かります。ただ時期的にね、そこまで先になっちゃうのかというのが、ちょっと私ももう少し検討してもいいんじゃないかと思うんですけども、市として社協に対しての役割、今後さらにいろいろな役割を担ってもらおうとか、そういった点ではどうお考えなんですか。

○地域福祉部長(吉沢寿子君) 今後の社会福祉協議会の役割ということで、現状につきましても、先ほど議員からの御質問の中からお話もいただいておりますけれども、社会福祉協議会は、社会福祉法に明確に規定されている地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人ということで、一般の社会福祉法人よりも、さらに地域全体の福祉の増進を目指すということで設置されている法人でございますので、市といたしましてはこれまで様々な委託や補助等で、社会福祉協議会のほうに様々な福祉の事業を行っていただいているということでございます。

今後につきましても、さらに国のほうからいろいろ示されており、地域福祉のさらなる推進ということで地域共生社会を目指した地域の福祉の増進を図るというようなことを踏まえますと、やはりさらなる社会福祉協議会の組織を含めた体制を整備していくことは、必要ではなからうかということで考えております。

以上でございます。

○2番(中野志乃夫君) 確かに国の政策も、地域にきめ細やかなと言いますかね、そういった福祉の推進のようなことを、最近、新聞報道でもよく出ております。つまりそういったときに、現在、市の直接、行政としてやれる範囲とすれば、どうしても人件費のことを考えると、やはり社協のようなところに、やっぱり委託せざるを得ないし、その辺の期待といいますかね、それは大変より多くなってきていると思っております。ですので、今後の国の政策なんかも見極めながら、よりやはり社協に対して当然連携しなくちゃいけないし、そのためのやっぱり拠点としての建物についても、いろいろ検討してほしいと思います。

併せて休日急患の場所についてですけども、これに関してはやはり私からすれば、ちょっと市役所から離れてるし、ちょっと利便性はあまりよくないと思ってるんですけど、特にこちらに関してはあれなんですかね、医師会なり、実際使われてる皆さんのほうから、特に要望とかそういったことはないんでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 休日急患診療所の立地の場所等につきましての御要望でございますが、これにつきましても、私どもで要望等、受けたことはございません。

以上でございます。

○2番(中野志乃夫君) これは私のほうから、やっぱり市民の方から、本当にいざ、緊急で診てもらいたいとかいうときに、ちょっと場所が分かりづらいと。市役所だと思って探して、いろいろ、ようやく見つけたとか、いろいろ苦労されてる話は聞いております。その辺で、私はもう少し、それこそ市のほうの市役所のより近いところに持ってきて一緒に診れるような、それこそほかの施設と併設して、複合化してやるべきではないかと思ってるんですが、この休日急患診療所に関しては、そうするとずっとそのままのあの場所だという考えで、市のほうは考えているのか、その辺はどうなんでしょう。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 休日急患診療所の場所でございますが、こちらも公共施設再編計画の中におきましては、令和17年度から令和23年度の間におきまして、市役所庁舎敷地等を活用いたしまし

た行政機能の統合等に合わせて、移設、建て替え等の検討を行う時期として捉えているところでございます。
以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） その辺、令和17年、それから23年、そこも少し幅がありますけども、その中でいろいろ、全体的には学校を優先しながらでしょうけども、その後からそういう地域ごとにですか、市の再編計画の中で検討してるということですけども、この中で優先度合いとか、各やる内容というのは、もう少し具体化はされてないんでしょうか。やっぱり全体的にまだこれから考えるという内容の範疇なのか、その点はどうでしょう。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市役所庁舎敷地の施設の統合等の優先等の状況でございますが、市役所を中心とし、その周辺にあります休日急患診療所、あるいは先ほど話題となっております社会福祉協議会等を含め、それぞれ周辺の施設を統合してまいりたいと考えることとなるかと思いますが、現時点ではまだ具体的にその優先度の状況、あるいは着手の順番については検討はいたしておりません。
以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。いずれにしても、これからその辺の何ていうんですか、計画というかは、検討していくということですが、庁舎そのものの再編計画ですか、そこの中では、ちょっとすみません、私も確認してなかったんですけども、庁舎そのものの、いろいろ、その時期に多少修繕といいますか、大規模な改修なりも計画してるという認識なのか、ちょっとそこは確認させてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 庁舎の検討でございますが、公共施設再編計画の中におきまして、市役所の庁舎につきましても、令和17年度から令和23年度におきまして、建て替え等についての検討等を行うものと設定をさせていただいております。ですので、庁舎の建て替え等と併せました周辺施設の統合等について、検討を行っていくことを想定しているものでございます。

この件については以上でございますが、恐縮ですが、1点、訂正をさせていただきたいことがございます。先ほど社会福祉協議会の建物、建て替え等についての要望を、市のほうで受けていなかったかという御質疑に対しまして、私からは、私のほうでは受けたことがないという答弁をさせていただきましたが、当時の所管部におきましては、社会福祉協議会より御要望を頂いていたという御答弁をさせていただいた議会がございましたので、その点、修正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。失礼いたしました。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。確かにちょっと私もね、何かそういう要望してるんだけどみたいな話を聞いたことがあったので、あれ言っていないのかなと思ったんですけど、分かりました。一応要望ね、そういう社協からも話があったということですよ。

最後に、1点だけ確認させていただきたいんですけども、この庁舎そのものの建て替えですけども、この公共施設、その計画の中で、言ってみれば、私はこの庁舎はまだまだ対応できるんだと思って、ちょっとしたいろいろ修繕程度の認識でいましたけど、本格的に建て替えるというぐらい、一度もう本当に壊して、また造るぐらいの建て替えという認識なのか、どの程度の規模のことを想定してるのか教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市役所の庁舎でございますが、令和14年度に新築から数えて築50年を迎えることとなります。この間、様々な行政活動におきましては、必要な改修等を実施してまいりました。また現在も空調設備につきましては、更新を行っているところでございますが、建物自体が大変古くなりますと、維持管理経費等を含めまして、総コストの部分で若干の財政上の負担等が増える見込みがあると考えております。ですので、将来の行政活動に適切に対応するためには、耐用年数を迎えた後となりますが、ある

時期を見据えて建て替えを行うこと。建て替えにつきましては、周辺施設の統合等を行うことによって、行政活動の最適な状況をつくり上げることが、よろしい方法ではないかと考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 分かりました。そうすると築50年をたつからもう、いわゆる本当に完全に一旦壊して、また新しいものをつくるという認識でいいんですね。それは大変な、お金もかかるし大変なことだと思うし、これちょっと今回は別にあれですけど、付け加えておけば、今日の新聞にも、そろそろ大震災が近づいてきてるんじゃないかと。今日の新聞報道によると、最短で8年後ぐらいですか——には東海、いわゆる南海も含めて、3連チャンが起きて、富士山も噴火するだろうという、そういう学者の見解も出てました。

ですから、そういったことも踏まえてね、いろいろ確かにその頃には大変なことになりそうだし、建て替えた直後に大震災が起きて、噴火が起きてとかですね、そうなるちゃうといろいろ大変だから、そういった情勢も見極めながら検討したほうがいいのかなという、ちょっと印象を持っています。これ余談ですけども、一応付け加えておきます。

そしたら、次の広報掲示板についてですけども、昭和三、四十年代から設置したものであるし、そのもの自体が言ってみれば伝達手段としては古いものという、ちょっと認識かと思うんですけども、私とすれば、やはり市民の方はよく、多くの方、見てるんですよ。その情報を見て、いろいろこんなイベントがあるとか、こういうものがやってるんだというのを見て、実際そこで問い合わせしたり、見学、そういう参加したりとかいうことをやって、私はいまだ大変重要な役割は担ってると思っています。ですから、ちょっとそこら辺の見方ですね、もう一度考えてもらいたいと思うんですね。確かに今いろいろな手段でSNSとか、そういう情報の連絡のこともありますが、実際に公民館とかいろいろな文化施設、いろいろ使ってる方も年配の方が多いですし、やはりそういったものはまだまだ十分使い慣れない。使い切っていない方が多いですし、やっぱりそのことを考えたら、もう一度、掲示板に関しては、役割を本当にちょっと再認識していただきたいと思っておりますけども、その点はどうなんでしょうか。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 広報掲示板の役割ということでございますけれども、広報掲示板ですね、先ほど御指摘いただきましたように、御利用は一定程度、継続してある状況でございます。広報掲示板のいわゆるその設置され、利用された後の効果ということで、市民意識調査などで継続的に、状況をちょっと確認をさせていただいてることがございますので、参考にちょっと御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、市民意識調査で、直近、広報手段の部分での御質問で設けた、5年間ちょっと見てみますと、平成28年から令和2年に市民意識調査をやって、その広報手段のことを聞いてるところがございますけれども、複数回答で市の情報の入手先を聞かせていただいている中で、設問数を設定する、選択肢を設定する条件がちょっとあったものですから、直接広報掲示板ということを書かせてはいただいているんですけども、その他というものを選んで広報掲示板で見ますという、おっしゃっていただける方がいらっしゃるかどうかということで見てみますと、5年間の中ではなかなか、その選択をしていただいた方がいらっしゃらないような状況でございます。

先ほどお話ししました一定程度の利用ということで、利用される方はいらっしゃるんですが、一方で認識がなかなか、ちょっと浸透していないというような状況も、あるのではないかなというふうに認識しております。それはインターネット、広報等、いろいろ進んでいる状況もある中で、そういった状況になっているのかなというふうに認識してございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっとその内容の、私はちょっと設問の仕方に、ちょっとどうなのかなと思うんですけども、やはり広報掲示板そのものですね。例えば市の行事とか云々は、市報を見ると、確かにそのとおりで、それを見るんですけども、当然市報で掲示される情報というのが大分前に、もう企画したものじゃないと載せてもらえないですね。そうすると、緊急で何かこういう集会をやりたい、こういうイベントをやりたいというのが、なかなか市報には載れない、載せてもらえないという現状から、まあ広報掲示板を使ってという方が多いし、あと一般的には国とか東京都なりとか、定期的に常にそういうもので広報するようなところも使ってますけども、やはりその緊急性とかいろいろな必要度ですね、その広報なんか載せられない、いろいろあと当然新聞とかなんかでも載せられないようなものを催すときには、やっぱり多くの方が、やはり広報掲示板を使ってるし、やっぱりその役割は大きいと思ってるんですよ。ですから、ちょっとアンケートでちゃんと広報掲示板という表現をした上で、必要性があるのかなかということ聞いてるのかどうか、その辺はどうなんですか。

○秘書広報課長(五十嵐孝雄君) 先ほど御紹介させていただきました市民意識調査の件につきましては、その広報掲示板に限ってお尋ねしたものではありませんで、市の情報をどういったところで入手してますかということでの御質問に対する回答でございますので、広報掲示板に限って、その効果ということを問うたものではございません。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今の話でいうと、設問自身も市の情報ということであれば確かにね、広報掲示板から市の情報をもろうという人はあんまりいない。逆に言うと、市報なり、ほかで議会報なり、公民館だよりなり、市の情報はそこで得られてるわけですから、やはりちょっと違う形で、やはり市民の方は広報掲示板といふかな、掲示板を見てると思うんですよ。ですから、だからあんまり役割が云々じゃなくて、別の役割があるという、ちょっと認識していただきたいなという、私は個人的にはそう思ってます。

つまり、私はよく、掲示板よく使わせていただいて、回ってるんですけど、最近ちょっと貼り方も変わって、A4の大きさに統一されたということもあって、ちょっと私も戸惑ってますけども、ただ一方で、場所がですね、広報掲示板マップで見ても、これも本当にちょっとどこなんだろうと探しちゃう場所もありました。再編していろいろね、必要でない場所とか、置かしてもらえない場所を削って、新しくなったところになるんですけども、ある場所はもう本当に、何ていうかね、迷路のようというかね、宝探するような言い方で、特定の住所が出るわけじゃなくて、バス停の南の十字路を西へとかですね、どこだろうと思うぐらいなね、書き方をすると、そういうところもあるんですね。

これは貼る側とすれば、本当にどこだろうと探しちゃうけど、地元の人もそこで定着してる場所だからと言うんですけども、私はちょっと当然、担当者、分かっていると思うんですが、その場所はね。すぐ近くにバイパスもできて、新しい道ができたところなんで、そこは本当に目立たないといいますか、掲示板的役割としてはどうなのかなと思うんですよ。ですからやはり先ほど掲示板を移すとか、変える必要はないという答えですけども、やはりそういった、ちょっとところは、より目立つところに、設置していただきたいんですけども、その辺はどうなんでしょう。

○企画財政部長(神山 尚君) 市の広報掲示板、2種類ございまして、大きく分けるとですね、不特定の方、向けの駅前なんかで見ていただくものと、地域の方に地域の情報等を御覧いただくような、そういう大きな2種類あると思うんです。今御質問いただいているものは、その地域の皆様向けの掲示板だと思います。特に御

年配の方が多いと思うんですけど、もうその場所に、その掲示板があるというのを十分広まっておるといような過去の経緯からなんです、そういう現状があると思います。いつもの掲示板、いつもの場所というお考えが根強くあるんじゃないかなと思っておりますので、今現在、使用できている掲示板を、それを除却して云々というのは今現在は考えておりませんので、もし更新とか、そういう話が出てきたときには、今議員さんおっしゃるようなことも頭に入れながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと、ここの迷路のようになって言ったら変ですけど、その場所ね。新しくバイパスがすぐ近くにできて、すぐ近くですよ。でもそこまで行くよりは、ちょっとバイパス沿いのやっぱり、住宅の方に協力を求めるなりね、ちょっと移すだけでいいと思うんですよ。それで全然効果が違ってくると思うし、すぐ近くでいいんですよ。少し変えたほうがいいんじゃないかという認識で、つまり地域の方はそこで言ってますけども、いやもう新しくバイパスができてね、人の流れが変わっちゃってるわけだから、その道を本当に、確かに地元の人で歩いて行く人は使うかもしれないけども、自転車とかいろいろ使う人は、もうバイパスのそっちのほうが便利だし、そっちに何ていうかな、人の流れが変わってるわけだから、やはりそこら辺はちょっとね、そういう形で、そんな無理にお金かけるというか、ほどのことでもないと思うし、協力を求めてよりいい場所に、そういったものは置くべきではないかなと思います。

また私は、以前に比べて掲示板の数が減りました。だけど市の敷地とか施設の周辺でもですね、いろいろもう少し置いて、いろいろ活用できるんじゃないかと思ってるんですけども、その辺はもう1回検討していただきたいと思っておりますけども、その役割も含めてね、もう一度検討すべきではないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 先ほど掲示板、2種類あると申し上げました。不特定多数向けのものと、地域の皆様向けのものというふうなことでございます。不特定のものは駅前等に置いておりますので、いろんな方に御覧いただいていると思っておりますけれど、地域のもは地域限定で、地域の方が見ていただくということ、主な目的としておるところでございます。先ほど来、申し上げてますけれど、そういった地域のもは御覧になってる方、特に年配の方が中心になるとは思いますけれど、少なからずいらっしゃると思っておりますので、そういうものはしっかり維持管理して残していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 何ていうか、地域の人向けの掲示板という意味合いで今おっしゃってますけども、この広報掲示板は、そういう2種類の意味合いがあるということは、私も今初めて知ったんですけども、そうすると私が言ってる場所は、もうその地域の人たちが限定なので、そこでいいという、地域の人もそういう要望されてるのかどうかですよね、その場所のままでいいと。その以外にも、地域限定の掲示板というのは多くあるという認識なんですか。ちょっとそこを教えてください。

○企画財政部長（神山 尚君） 今のその掲示板の位置について、地域の方に特段の御意見等は聞いてございません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 私とすれば、やっぱり逆に地域の人に意見を聞いたらね、せっかくバイパスもできたし、こっちはほうに移したほうがいいんじゃないかという声が出るような気もしてるし、ほかの場所でもですね、本当に何でちょっとこっち、目立たない場所にあるのかなという場所もあるのでね、その辺をもう一

度、掲示板の在り方ですね、駅前とかそういう本当にいろんな人を見る、そういうところにガラスケースつきと言ったら変ですけども、そういった立派な掲示板がある一方で、本当に昔ながらのものを使ってる場所も、確かにあるのはそうですけども、やはりちょっと私はまだまだ掲示板というのの役割は大きいと思ってますし、そこはもう一度考えていただきたいなと思います。また、それはまた改めて言うかもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 川 元 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番（大川 元君） 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について。

①副反応等の相談体制について。

②副反応に対する診療体制について。

③今後のワクチン接種について。

2、空堀川沿いの快適な環境について。

①空堀川の管理用通路を散策する市民のために沿川にトイレを設置することについてをお伺いします。

壇上での質問は以上にして、再質問については自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いします。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う副反応等の相談体制についてであります。接種後の体調不良など副反応が疑われる場合の相談先としまして、東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターの連絡先をリーフレットなどにより、御案内をしているところでございます。

次に、副反応に対する診療体制についてであります。市では、ワクチン接種後の副反応など体調不良となった場合の診療につきましては、東大和市医師会の御協力をいただき、かかりつけの医師など市内の身近な医療機関において対応していただいております。また、より専門的な診療が必要であると医師が判断した場合には、東京都が二次保健医療圏ごとに指定する専門的な医療機関を御紹介していただいております。

次に、今後のワクチン接種についてであります。市では、国の通知に基づき、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等への4回目となるワクチン接種につきまして、東大和市医師会等関係機関の

御協力をいただき、令和4年5月30日から開始しているところであります。今後におきましても、4回目となるワクチン接種を円滑に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の重症化予防に効果のあることなど、ワクチンを接種することのメリット等につきまして、引き続き適切な情報提供を図り、ワクチン接種を促進してまいりたいと考えております。

次に、空堀川沿川へのトイレの設置についてであります。トイレの設置につきましては、河川法や建築基準法などの制約がありますことから、河川管理用通路や隣接する残地などの河川区域にあっては、設置が難しい状況であります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○20番(大川 元君) 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

新型コロナワクチンに限らず、どんなワクチンでも免疫をつけるための反応として、ワクチン接種後は副反応が起こるとされています。新型コロナワクチンについても同様に、接種後に副反応が起こることはごくごく一般的なものと考えております。まず新型コロナワクチン接種後の一般的な副反応と、その症状に対応する方法についてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 厚生労働省が作成しております新型コロナワクチン接種後の副反応への対応方法というリーフレットによりますと、接種後に起こる可能性のある副反応の症状としては、接種部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒け、下痢等とされています。いずれの症状も大部分は接種の翌日をピークに現れ、数日以内に回復するとされています。

副反応のうち最も多く見られたのは、接種部位の痛みで、接種翌日に80%の方が接種部位に痛みがあったとされています。また接種後の発赤、かゆみについて、その経過や頻度の内容については、武田/モデルナ社製のワクチンで1回目の接種から1週間程度経過した後に、接種した部位のかゆみや痛み、腫れ、赤みなどの遅延性皮膚反応が見られたとされています。ファイザー社の1、2回目と武田/モデルナ社製の2回目接種時には、接種後、数日をピークに発赤や、かゆみが見られたとされています。

一方、症状が出たときの対応としましては、発熱や痛みに対しては市販の解熱鎮痛剤で対応できること、また発熱時には水分を十分に摂取することが進められております。かゆみに対しては、水で冷やすことや、市販の虫刺され薬の成分が症状を軽くするとされています。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 一般的な副反応の内容は、接種部位の痛みやかゆみ、発熱、倦怠感などであること、また副反応の症状に対応する方法は、市販の解熱鎮痛剤や虫刺され薬の使用で効果が得られていることについては理解しました。

私も1回目と2回目と3回目で、結構その症状が違いまして、特に3回目は1週間ぐらい痛みのほうが持続して、ちょっと肩が上がりにくくなったりとか、そういったこともありました。それはまあ、あれですけども。そういうことで、新型コロナウイルスワクチン接種後も、多かれ少なかれ個人差があると思いますが、副反応が出ると思います。

ほとんどの方は、副反応が消失すると、時間がたったらですね、と思いますが、一部の方は、今、私も1週間長引いたりとかありましたんで、副反応が長引いたり、逆にひどくなることもあると聞いております。そういったときに、副反応相談センターへ相談すると思うんですが、東京都の新型コロナウイルスワクチン副反応

相談センターについて詳細をお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東京都のホームページによりますと、新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターでは、看護師、保健師等がワクチンを接種した方からの副反応の症状に関する相談に対応するもので、受付時間は24時間、土曜、日曜、祝日、年末年始も対応するとされている総合窓口となっております。

また、対応言語としましては、日本語のほか、英語、中国語、韓国語など、11の外国語に対応しております。電話での相談が難しい方には、ファクシミリを用いた中での相談を受け付けるとなっております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 24時間体制であったり、外国語に対応するというのは、東大和市単独ではちょっと厳しいということで、東京都でそういった窓口を設けているということについては理解できました。ただ、東京都の新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターが対応していることは理解できたんですけども、副反応で不安がある人にとっては、外国人の方でも安心できる相談窓口であるということも理解できました。ただ、私もちょっと市民の方から相談を受けたんですが、やはり体調、もともと持病を持たれてる方で、特に精神系の疾患の方は、体調が悪くなると、その精神状態も悪くなるんですね。恐らく、その対応した東京都の方が、そういったことを言ったということではないと思うんですが、やっぱりどうしても人間としては、精神状態が悪くなると、言われていることを被害的に捉える傾向が出てきて、そういったことだから、そういう趣旨でちょっと捉えてしまったのかなと私は思うんですが、東京都の相談センターが、ワクチン接種は希望制だから副反応が出て自己責任で対応してくださいみたいな形で、自分で対応しろみたいなことを対応されたという方がいました。そういったことが、恐らく東京都もそういった対応はしてないと思うんですが、そういったことでちょっと負の連鎖反応で捉えた方もいたということなんですが、そのことについて東大和としてはどのように考えますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） ワクチン接種後の副反応に関しましては、今お話しさせていただいたとおり、東京都において新型コロナウイルスワクチン副反応相談センターを開設しております。相談には、看護師や保健師が相談を受けておりますが、今回相談いただいたその経緯、そういったものについては市は把握しておりません。なお、そういう形で何か御相談がある場合には、市に御相談いただいた場合は、東大和市医師会の御理解をいただきまして、ワクチンを接種した医療機関や、やっぱりかかりつけ医などの受診を御案内するなど、丁寧な対応は心がけているところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 24時間対応であったりとか、外国語に対応するというのは、ちょっと東大和市単独では難しいということは理解できましたが、必ず100%副反応が出る上で、何ていうか打たれた方が不安な思いをするということについては、東大和市もできれば十分理解した上で、今ちょっと御答弁で言われたんですけども、相談があった場合は丁寧な対応を要望しまして、よろしくをお願いします。

それでは、次に副反応に対する診療についてお伺いします。先ほど副反応への診療は、市内の身近な医療機関において対応するとの市長答弁をいただきました。身近な医療機関とは、かかりつけ医だと思われませんが、かかりつけ医を持たない人は、どのような医療機関を受診すればよいのか、お伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東大和市医師会との調整によりまして、かかりつけ医を持たない方につきましては、自宅近くの医療機関などにおいて受診していただくこととなっております。

また個別接種後の副反応に対する診療につきましては、基本的に個別接種を行った医療機関に対応していただくこととなっております。集団接種会場におきましては、国の手引に基づきまして、予診担当医のお名前を掲示しており、また予診担当医に対し接種後の副反応に対する診療につきまして、協力をお願いしております。市民の方から副反応の症状で受診したいなどの御希望がありましたら、予診担当医についてお問い合わせいただいた場合、接種当日に予診を担当した医師についてのお知らせをさせていただいております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 特に、そのワクチンは、全年齢で受けておりまして、私もそうなんですけども、若い方というのは定期的に、そのクリニックであったりとか、病院に受診してなくてかかりつけ医を持ってないこととかもありますので、そういった方の場合どうするかということで、今回、今ちょっとお聞きしたんですけども、そのかかりつけ医を持たない方も、市内の医療機関で副反応の症状に対する受診ができることについて理解できました。

また、受診についての問い合わせがあった場合も、対応してることについても理解できました。副反応の症状の多くは、医療機関を受診し、診療を受けることで消失すると思われませんが、重い副反応の症状により入院したり、検査を受ける方も少数おられると推測します。重い副反応の症状が起きた場合について対応をお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 厚生労働省は、新型コロナワクチン接種後に生じ得る副反応を疑う事例について、医師、医療機関の開設者に報告の協力を依頼し、収集に努めております。収集した報告につきましては、厚生労働省の審議会に報告をし、専門家による評価を行っているところであります。さらに、こうした結果を公表するなどして、安全性に関する情報提供などを行っていくとされております。

副反応の報告の対象には基準がありまして、報告の対象となる症状は、アナフィラキシー、また血小板減少症を伴う血栓症、血栓閉塞、心筋炎、心膜炎などが疑われる場合とされております。市におきまして実施した接種につきましては、厚生労働省に副反応疑い報告を提出した事例はこれまではございません。また当市以外で実施された接種のうち、厚生労働省から市へ送付された副反応報告書の件数につきましては10件程度となっております。ワクチン接種後の重い副反応により、病気になったり障害が残ったりする健康被害が起こることがあり、そのような場合には、予防接種法に基づく、予防接種後健康被害救済制度への申請の対象となると思っております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 当市において実施した接種では、幸いなことに重篤な副反応が発生していないということについては理解できました。また副反応報告書は10件程度であり、接種全体から見て決して、できればないことがいいんですけども、多くないということも理解できました。その一方で、まれに健康被害が起きることがあるとのことですが、予防接種後健康被害救済制度について、その詳細をお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤、腫れなどの比較的好く見られる軽い副反応や、極めてまれに起こる脳炎や、神経障害などの健康被害と考えられる副反応がございます。しかし、そのワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがございます。予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの種類、接種による健康被害であったかどうかを個別に審査しまして、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に、給付が行われる制度であります。予防接

種を受けたときに、住民票を登録していた市町村に申請することとなっております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 今御答弁で、偶然ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがありますということで、非常に私自身も、現場のドクターとかからも話を聞いたら、因果関係が分かりにくくてちょっと判断がしづらいという話も聞いております。そこでお伺いするんですけども、本市においてこれまで予防接種後健康被害救済制度の相談、申請などあったのか、またあった場合についてはその対応についてをお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) これまでの間、制度に対する幾つかのお問い合わせや相談について、対応はさせていただいてございます。また、医療費及び医療手当について2件の申請を受理しております。この2件につきましては、本市におきましては初めてとなります東大和市予防接種健康被害調査委員会を、令和4年3月24日に開催をいたしました。委員会の調査結果の結論としましては、追加資料の収集及び特殊検査の必要性はなしとなっております。令和4年4月に東京都を経由しまして、厚生労働省に予防接種後健康被害救済制度に係る請求書類等として送付をいたしました。今後、国において予防接種の感染症、法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、因果関係を判断する審査が行われ、その審査結果が市に報告される予定となっております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 相談や診療、健康被害救済制度などワクチン接種後の副反応に対する様々な対応について、市で適切に行われたことを理解しましたが、因果関係を判断する上で、先ほどもちょっと言いましたけれども、データが不足していて、医師も判断が難しいという話を聞いております。特にもともと症状が分かりにくい、目に見えない、その心因的な疾患については、ワクチンが原因で鬱病等が重くなったのか、またワクチンが原因で頭痛等が頻回に発生するようになったのかを、血液検査とかそういう検査をしてもですね、原因が特定しづらくて、医師も判断できなくなってるというふうなことを聞いております。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) まずワクチンの接種につきましては、どのようなワクチンを接種したということでも、副反応はまず起こり得るという話でございます。そういう形の認識は持っております。ワクチン接種と持病との因果関係についてであります。市が相談をいただいた場合には、ワクチンを接種した医療機関やかかりつけ医などの受診をお勧めすることとしております。また予防接種による健康被害、先ほど申し上げたとおり、国から認定された場合には予防接種法に基づく医療費、障害年金等の給付を受けることができる予防接種後健康被害救済制度のそういったことの御案内はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 副反応は、ワクチン接種後に必ず起こるものということですので、ただ私もですね、その何ていうか、私がこの相談を受けた市民の方は、内科と、あと泌尿器科と、あと精神科の3つのところに受診してるもので、それぞれそのドクター、その3人の医師に相談したということなんですけども、医師も何とかしてあげたいということで、判断したいとは思ってますけども、先ほども言いましたように因果関係がなかなか分かりにくくて、その判断ができないということで、結局、原因がはっきりと分からないということになってしまいました。

ただ患者さんである市民の方からしたら、体調が悪くなったのはワクチンしか考えられないという、その直後からそういった症状が出ましたということで、それが本当に100%ワクチンが原因だったかということについては、私もちょっと分からないですけども、そういったことでワクチンを受けた後の副反応は必ず起こる。その上で、それが原因だということは、やっぱり私自身も患者さんの立場に立って考えると、そう考えるのは無理ないかなと思う部分もありますので、今後も市としてはできる範囲内で、適切な対応をされてるということは分かったんですけども、そういう被害的になっている患者さんには、先ほども言いましたけども、東京都の相談センターは、必ずしも自己責任だからとかというふうな説明をしたと私も思ってませんけれども、そういうふうにならざるを得ない被害的になると、ちょっと捉える傾向も出ますので、適切で慎重な対応をお願いしたいと思います。これは要望です。

ここからは、今後の接種についてお伺いします。60歳以上の方のうち、4回目の接種の対象者数の人数についてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 今回、4回目のワクチン接種ということで、60歳以上の方に対して3回目接種を終了した方、こちらの方が対象者となっております。その人数につきましては、約2万4,000人と見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） それでは、18歳以上、60歳未満の基礎疾患を有する方のうち、4回目となるワクチン接種の接種券の発送についてどのように行うか、お伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 18歳以上、60歳未満の基礎疾患を有する方のうち、4回目となるワクチン接種を希望される方につきましては、6月1日から受付のほうは開始をさせていただいています。こちらについては御本人の申請で、電話及びインターネットのウェブ、市の公式ホームページを使いまして、接種券の申込みをしていただき、接種券を送付していくというような形の流れで予定をさせていただいております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 集団接種会場では、現在、モデルナ社製での3回目、5歳から11歳の小児接種、12歳から17歳の3回目接種など、複数のワクチンを用いて対象ごとに異なる接種が実施されています。4回目の接種の接種券の送付なども進み、集団接種会場ではこれまでの接種に加えて、4回目の接種を実施することになりますが、4回目接種が加わることでさらに複雑になりますけれども、そのことについてどのように対応するか、お伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 集団接種会場におきましては、7月6日、水曜日以降、異なる4つの接種ということで、接種ごとに実施日や時間帯を区分し、市民の皆様への接種を安全かつ円滑に実施できるよう今、現状、準備のほうを進めております。具体的には、東大和市医師会等、関係機関と現状丁寧な協議を重ねさせていただいております。実施内容を立案するなど、調整を現状、図ってるところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 東大和市医師会等と、丁寧な協議を重ね、何ていうか調整をしているということについては理解できました。その上で、ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防に効果があり、非常に重要だと思います。今回、国により4回目の接種が決定されましたが、4回目としては、ワ

クチンを追加接種することは、新型コロナウイルス感染症の発症予防効果等が回復するなど、メリットがある一方で、ワクチン接種後に起こる副反応は、デメリットというわけではないんですけれども、人の命を守るためのワクチンですので、そのことによって健康被害につながるということは、極力あったらいけないというふうなことで、そういった意味ではちょっとデメリットになるというふうな考えですけれども、ワクチン接種の推進を阻む誘因となることも、副反応が重いとそういったことになることもあります。ワクチン接種後の副反応に対する対応を適切に行うことが、副反応を過度に恐れ、接種を見合わせている患者さんの不安を取り除いて、市民の方の不安を取り除いて、接種を後押しすることにつながることも考えられますので、よろしく願います。

ワクチン接種後の対応として重要な副反応など、体調不良となった場合の診療について、希望する方が市内の身近な医療機関を受診できるように、また東京都がやっぱり対応すべきというところもあるんですけど、もし東大和市のほうに直接相談があった場合は、その市民の方の立場に立って、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。今後も4回目の追加接種を加えたワクチン接種の実施を安全に着実に進めてくださるように、医師会等々、緊密に連携して丁寧に相談してるということなんで、そういう意味では安心しているんですけれども、人の命に関わることでありますので、丁寧の上にもちょっと丁寧に、安全に着実に進めてくださるように要望して、私の1番目の一般質問、次の項に移らせていただきます。

次、空堀川沿いの快適な環境についてなんですけれども、現在、空堀川沿川にトイレは何か所あるのか、またその場所はどこかについてお伺いします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 沿川のトイレの場所ということでございますが、市民の方などが散策してございます河川の管理用通路、また管理用通路の外側に接する土地で、空堀川の拡幅に伴って生じた残地と言われるところにつきましてはトイレはございません。空堀川付近のトイレとしましては、芋窪5丁目の下立野林間こども広場がございます。また、空堀川から比較的近い場所としまして、蔵敷3丁目の芝中中央公園にトイレがあるという状況でございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 今の御答弁からですね、下流側の清水から蔵敷辺りまでは、今のところトイレはないということが分かりました。やはりこの区間にトイレがないということが、市民の方からすると不便を感じられてる原因ではないかと思えます。市長の御答弁で設置は難しいということでしたが、法令上の制約について具体的にお聞かせください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 市長から河川法や建築基準法などの制約があるとの答弁がございましたが、まず清水の地区から蔵敷までの地区までの空堀川沿川の周辺区域の大部分の区域におきまして、建築基準法上、建築することができる公益上の必要な公衆便所等の建築物は、近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられるものと規定されておまして、空堀川の沿川には公園がないため設置は困難となります。また河川法上は、管理用通路は出水時の活動などにおきまして必要になる通路であり、公衆便所の設置はできないと東京都から言われてございます。

残地につきましては、先ほど述べました建築基準法上の制約で、設置は困難ということに加えまして、土地の占用許可が必要であり、近隣の方の御理解を得ることや、その土地を全て管理しなければならないことから、維持管理費が非常に多くかかるなど設置は難しい状況となっております。

以上です。

○20番（大川 元君） 法令などにより、設置は難しい状況にあることについては、今の御答弁で理解しました。改めて考えますと、この問題は市民の方のちょっとマナーの問題もあると思いますので、そういった野外で用を足さないようにとかいうことで、マナーアップの啓発も大事だというふうなことも、私も個人的にも考えますが、でもちょっと私も先ほどトイレへ行ってしまうんですけど、急に催してしまった場合ということは、ちょっと本人からすれば予想できないんですよね。河川から近いコンビニなどを利用するという方法もあるんですけども、今コロナ禍で、コンビニでもトイレの利用を制限していたところもありまして、私もちょっと経験があるんですけども、やっとたどり着いたと思ったら、使用できないということで、そのときのこういってはなんですけど、絶望感というのは非常に大きなものでした。

そのときは、もうどうしようかと思ったんですけど、しょうがないからガソリンスタンドに行きまして、ガソリンスタンドで何とか間に合っただけということでしたけれども、先ほども言いましたけれども、もうどうしても、もう予想できないときに、もうそういったことが起こるといことは、マナーの問題であるということもあるんですけども、本人がやっぱりどうしてももうやむを得ないという場合になった場合、その市民のやっぱり悲劇を防ぐという意味においては、私は法令では厳しいということはあるんですけども、個人的には何とか、そういった市民の方が間に合うように、近くに何らかの形でトイレが必要なのではないかとというふうに考えます。難しいとは思いますが、また費用がかかる問題なんですけれども、とにかくちょっと何とかうまい方法がないかということについて、今後ちょっと検討していただけますように、これは要望ですので御答弁は結構ですけども、私もちょっと先ほどすごい、ちょっときましたんで、そういったいつ起こるか分からない非常事態に備えるということが出来ますように要望しまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和4年第2回定例会における一般質問を行います。今回、私は大きく3つの点にわたって質問いたします。

1点目は、小・中学校の水泳学習において民間活力を生かしていくことについてです。

令和4年度の予算審議において、公共施設の適正な管理運営を今後の市政運営の大きな課題として認識していることを、改めて市の答弁で確認させていただきました。とりわけ、市内公共施設に占める割合が大きいのが小・中学校の施設です。また持続可能な市政運営を展望したときに、居住地として若い世代に選ばれるまちとなるためには、魅力的なまちづくりが欠かせません。その大きな柱の一つとして、市が捉えているのが学校教育の充実であることも、先般の予算審議において確認させていただきました。こうした観点から、今回の一般質問では、学校教育におけるプールの維持管理と水泳授業の在り方について、質問をさせていただきたいと考えます。

この課題については、これまでも私ども公明党は、他自治体の先進事例を視察し、同僚議員が詳しく一般質問で取り上げるなど、その検討、推進を要望してまいりました。また議会では、総務委員会の公共施設の適正

な管理運営に関する所管事務調査で、同様の事例を視察し、研究、議論してまいりました。議会全体として、学校プール施設の効率的な集約や水泳学習への民間活力導入についても、大きな関心と期待を持っているものと私自身は認識しております。

そこで、以下の質問で、市の認識とこれまでの取組、今後の展望についてお聞かせいただきたいと考えます。

①市内小・中学校施設の維持管理上におけるプールの在り方について。

ア、年間維持費はどのようになっているのか。

イ、プール施設の維持管理の課題はどのようなものか。

②市内小・中学校の水泳学習の在り方について。

ア、体育授業において、水泳学習は年間どのくらい行われるのか。

イ、児童・生徒の泳力向上にどのような取組をしているのか。

ウ、水泳学習における熱中症対策はどのようになっているのか。

③小・中学校のプール施設の廃止と水泳学習の民間委託について。

ア、他県・他市の事例があるが、市として視察など研究に取り組んだことがあるのか。

イ、市として、これまでどのような検討がなされてきたのか。

ウ、今後、どのような展開をしていこうと考えているのか。

2点目は、電子図書館の導入についてです。

私は、これまで図書館運営に関わる一般質問において、電子書籍の利用、電子図書館の導入について市の見解を伺ってまいりました。電子書籍の利用については、市は当面優先すべき図書館事業の内容を考慮しつつ、研究されてこられたものと推察いたします。日本における電子書籍元年と言われた2010年から10年以上が経過しました。この間、電子書籍を利用できるハード面の整備、ソフト面として多様なコンテンツの充足も進み、利用者の裾野が広がってきている状況が伺えます。実際、電子書籍の出版点数の増加傾向ですが、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所の本年1月の出版月報によると、2021年度電子出版市場は、前年比18.6%増の4,662億円であり、このうち電子書籍が前年比12.0%増の449億円となっています。

また、コロナ禍によって図書館をめぐる環境にも大きな変化がありました。この2年間、図書館の貸出業務が縮小体制になる時期がありましたが、そのような状況下でも来館せずに利用できる電子書籍の貸出しに注目が集まりました。自治体での電子図書館導入はコロナ禍において増加しており、一般社団法人電子出版制作・流通協議会の調査によると、2021年は全国の272自治体がサービスを実施しました。分館も含んで、全国約3,300ある公共図書館の約28%に当たり、その前年の143自治体からほぼ倍増したとのことです。先ほどの協議会におきまして、公共図書館に実施したアンケートでは、電子書籍貸出サービス導入の予定がないと答えた割合は19年が63%、20年が43%、21年は28%と年々減少してきており、利用者と接する現場からのコロナ禍を受けたニーズの高まりが伺えるものとなっています。近隣では、武蔵村山市でも今般、電子図書館の導入がなされるとの話をお伺いしました。近隣市のこうした動きを踏まえ、東大和市でも積極的に電子図書館導入に向けた検討がなされるべきと考え、以下の質問で市の見解を伺いたいと考えます。

また、学校教育においてGIGAスクール構想の展開において、学校図書館でも電子書籍の利用によって児童・生徒の日常の読書活動や、また特に調べ学習の推進に資するのではないかと思ひ、確認させていただきたいと考えます。

①他自治体における電子図書館の導入状況はどのようになっているのか。

②電子図書館の導入に関する市の認識はどのようなものか。

③電子図書館の導入について、市としてこれまでどのような検討がなされてきたのか。

ア、市立図書館の場合。

ａ、電子書籍の特性と、図書館の住民サービスに与え得る影響について。

イ、学校図書館の場合。

ａ、電子書籍の特性と、学校での教育や子どもの読書活動に与え得る影響について。

④他自治体や国、教育機関等の他機関との連携について、どのようなことが考えられるのか。

3点目は、道路の維持管理についてです。

市内道路の維持管理は、安全な市民生活、社会活動に欠かせない自治体の業務だと認識しています。日頃、私たち議員へお寄せいただく御相談の中でも、補修維持や改良等、道路に関わる事柄が大変多く、市民の関心が日常的に高い分野であることを考慮すると、道路の維持管理を効率的に行う意義は大きいものと思います。

加えて東京都では本年4月からMCR、「My City Report for citizens」というスマートフォンアプリを活用した道路通報システムを導入し、都道の維持管理を進めていくことになりました。都下の他自治体においても、同様のシステムを活用する事例が出てきています。これは市民が道路の不具合等について簡便に投稿できるアプリケーションで、行政側としても今までよりも広範かつ効率的に情報収集できるメリットがあるのではないのでしょうか。今以上に効率的に道路の情報を集約した上で優先順位を明確にし、順次道路の修繕、改修を進めていくことが可能となるので、市民にも行政にもメリットが大きいだらうと思われま

す。そこで以下の質問により、道路の維持管理の在り方について市の見解を確認させていただきたいと考えます。

①市がこれまで実施してきた道路調査の結果を踏まえた今後の維持管理の在り方について伺う。

②市民協働の一環として、道路通報システムを活用した取組が他自治体で行われているが、それに対する市の認識と導入への考えを伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ自席にて行います。よろしくお願ひ申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市内小・中学校施設の維持管理上におけるプールの在り方についてであります。学校プールの維持管理費につきましては、水道料金や清掃委託料などの経常経費に加え、施設の老朽化対策として今後改修工事費や維持修繕料が増大することが課題であり、これを踏まえ、その在り方を検討する必要がありますものと認識をしております。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、水泳学習の在り方についてであります。水泳の泳力向上につきましては、児童・生徒の実態に応じた指導方法を工夫しながら実施しているところであります。詳細につきましては、教育委員会からお願いします。

次に、小・中学校のプール施設の廃止と水泳学習の民間委託についてであります。他市におきましては、小・中学校のプール施設の老朽化対策として、民間の水泳施設を活用する先進的な取組があることは承知しているところであり、当市におきましても、こうした取組の検討が必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、電子図書館の導入状況についてであります。多摩地区の自治体の導入状況につきましては、令和4

年5月時点で、約4割が導入しているとのことであります。

次に、電子図書館の導入に関する市の認識についてであります。図書館へ来館することなく資料の貸出し等を受けることができますことから、利用者の利便性が向上することで、一定数の利用が見込まれるとともに、新型コロナウイルス対策としても有効なサービスの一つであると認識をしております。一方、初期導入経費やランニングコスト等の経費面、またコンテンツの量や質などにおいて課題がありますことから、今後、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、電子図書館の導入につきましてのこれまでの検討状況についてであります。電子書籍につきましては、いつでもどこでも読むことができるという特性がありますことから、市立図書館におきましては、来館が困難である方にも資料が提供できるようになり、利用者の裾野が広がるといったよい影響が考えられます。また、学校図書館におきましては、調べ学習等への活用が増えると考えております。あわせて、導入した場合の経費やランニングコスト等の課題について調査研究を行っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、他自治体や国、教育機関等の他機関との連携についてであります。現状では、都立図書館が契約している電子書籍を、市立図書館の館内で利用できるサービスを行っているところであります。今後も、他機関との連携につきまして、情報収集してまいりたいと考えております。

次に、道路調査の結果を踏まえた今後の維持管理についてであります。令和2年度及び令和3年度におきまして、市内全域の市道の舗装の現況調査である、路面性状調査を実施し、令和4年度につきましては、その結果を踏まえて、舗装修繕計画を策定することになっております。計画策定後は、当該計画に基づき、舗装の劣化が著しい道路から、順次、舗装補修工事を実施していく予定であります。なお、緊急の補修が必要になった箇所につきましては、当該計画での補修時期を勘案した上で、応急処置等を行っていく考えであります。

次に、道路通報システムを活用した取組に対する市の認識と導入への考えについてであります。道路の不具合などをスマートフォンにより通報するシステムにつきましては、位置や現地の状況が把握しやすくなるなど、道路管理上、一定の効果があるものと認識をしております。一方で、現在、道路管理に関する様々な通報システムがありますことから、市としましては、導入に要する経費や効果、利用によるメリット・デメリットなどを含め、今後研究してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、市内小・中学校施設の維持管理上におけるプールの在り方について説明をいたします。年間の維持費につきましては、小・中学校全体で水道料金が約1,200万円、薬剤費が約230万円、水質点検費用は約20万円、保守点検委託料が約60万円、プール清掃委託料が約120万円、維持修繕費が約300万円から500万円程度となっております。そのほか環境整備事業費として、改修工事費等を計上しております。

次に、維持管理の課題についてであります。老朽化が進んでおりますプールにおきましては、建設から40年から50年を経過し、経年により施設等の機能や性能が崩れてきておりますことから、今後、改修工事費や維持修繕費の経費が増大することであると認識しております。

次に、市内小・中学校の水泳学習の在り方についてであります。年間における水泳学習につきましては、指導時期がおおむね6月下旬から9月中旬の期間を、学校のプール開設期間としている学校が多く、おおむね30日程度で、各学年おおむね10時間程度の学習が行われております。

次に、児童・生徒の泳力向上の取組につきましては、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までを見通した指導内容を、体系化かつ具体化して指導を行っております。また指導方法としましては、児童・生徒の泳力の実態に応じ、段階的に泳ぎ方を指導したり、重点的に学びたい内容ごとにグループ化し、指導を行っております。

次に、水泳学習における熱中症対策につきましては、環境省から示されている熱中症に係る暑さの指数、WBGTの数値及び熱中症予防運動指針を基に、水泳指導の実施の有無を判断しております。なお、水泳指導中においては、定期的に児童・生徒に水分補給を行い、日よけ設置用の設備を各学校に常設していますので、日陰での休息等の時間を確保したりして対応しております。

次に、小・中学校のプール施設の廃止と水泳学習の民間委託についてであります。市における研究の取組につきましては、多摩地区26市のうち、3市において民間水泳施設での水泳学習の一部導入や、試行が行われているなどの情報を把握しているところであります。

次に、市として、これまでどのような検討がなされているかについてであります。民間水泳施設との連携について研究し、民間水泳施設を活用した場合と、既存の学校施設の修繕工事費等とのコストの比較や、民間の指導スタッフによる指導効果等についても研究してまいりました。

次に、今後の展開であります。プール自体の更新の是非や、修繕または委託した場合の費用等について総合的に考えてまいります。

次に、電子図書館の導入について、市としてこれまでどのような検討がなされていたかについてあります。電子書籍の特性につきましては、インターネット環境が整えば、時や場所を選ばずに書籍に触れることができたり、音声や動画など紙の書籍ではない表現を通して、内容の理解を図ることができることなどが挙げられます。そのような特性がある中で、市立図書館における住民サービスへの影響につきましては、図書館に来館することなく、24時間御利用していただけることが挙げられます。また本の受渡しができないことから、接触感染のリスクがなくなり、資料によっては文字の拡大や、読み上げ機能があるため、目の不自由な方にも利用しやすいことなどのメリットがあります。一方で、利用するためには、パソコン等の機器が必要であることから、利用できる方が限定されるというデメリットがあります。また、学校での教育や、子供の読書活動に与える影響につきましては、児童・生徒の持つ1人1台の端末を介して、複数の書籍を持ち運ぶことができること、本全体からキーワード検索をすることができることなども、電子書籍ならではのメリットであると考えております。一方で、端末を活用する時間が延びてくるのが、心身に与える影響について配慮する必要があると考えております。今後も教育活動の効果的な活用について、研究してまいりたいと考えております。

○15番（佐竹康彦君） 詳細な御答弁、ありがとうございました。それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の小・中学校の水泳学習において民間活力を生かしていくことについてでございます。市長、教育長の御答弁では年回維持費に約2,000万円前後が必要でありまして、今後の施設管理の課題として、経年劣化に伴う修繕等の費用が増大するというようなお話をいただきました。これまで折々に御説明いただいた公共施設の適正管理に関する取組におきまして、特に学校施設の改修とは大きな課題であると認識しておりましたけれども、改めて御答弁をいただいた内容を考えますと、人口減少が進んだときに、これまでと同様の規模で、また同様の利用の仕方、この施設を維持していくことの困難さが、改めて浮き彫りになったというふうに考えております。

そこで、将来の持続可能な行財政運営を進める立場から、より厳しい対応が見込まれる公共施設の管理運営において、学校施設におけるプールの位置づけは、今までと変化せざるを得ないと考えますけれども、市として現在どのように認識しておられるでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 学校プールの状況につきましては、劣化が顕著であり、今後は改修工事費や維持修繕料の経費が増大すると認識しております。また、児童・生徒数の減少が今後も想定されております。

このようなことから、学校施設におけるプールの位置づけにつきましては、総量の縮減、配置の適正化と併せて、民間プールの活用なども含めて、総合的かつ効果的な管理運営について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。今、総量の縮減、配置の適正化、また民間プールの活用なども含めてということで、大筋そういった方向に行かざるを得ないのかなというふうにも考えてございます。

続きまして、文部科学省が令和2年3月に出了した学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集という文書を紹介させていただきたいと思ひます。冒頭に学校施設と老朽化対策の項目が掲げられておひまして、その対策が重要課題であるとの認識が示されています。その中で、老朽化対策の基本的な考え方が3つ提示されています。①計画的整備、②長寿命化、③重点化とあります。このうち、平成31年4月に調査した重点化に関する各学校設置者へのアンケート調査では、統廃合や空き教室の転用、使わなくなった施設の減築、他の公共施設の利用、学校施設と他の公共施設の集約化等が重要であると、多くの学校設置者が考えている状況がありました。他の公共施設の利用、他の公共施設の集約化や、近隣の学校との施設の共同利用などといった取組について実施中の学校は少ないと、こういった結果が出ておりました。この重点化で取り組んでいる事例として挙げられているのが、学校プールの共同利用や公営プール、民間プールの活用であります。このように老朽化対策のうち、重点化という側面で、プールに関する新たな取組が様々な形で、先駆的な自治体で進められていることは大変意義のあるものと考えますけれども、市の見解はどのようなものでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 今議員から紹介のありました、文部科学省の学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集につきましては、当市におきましても参考にさせていただき、将来の児童・生徒の動向や地域の実情も踏まえまして、今後の学校のプールの在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 今後の状況について、これまでとは違う在り方で進めていかなければいけないものであると、またその検討を進めていかなければならない御認識を持っていただいているというふうに、受け止めさせていただきました。

次に、②について伺ひます。まず水泳学習の在り方について、様々御答弁を頂戴いたしました。まず屋外プールで授業を行うので、6月下旬から9月中旬の期間で10時間程度の学習ということでございました。この時期は、梅雨のシーズンでもございまして、9月には台風の襲来も予想されます。天候によって授業の実施が大きく左右されることとなりますけれども、雨天による授業日数の減少についてはどのように考えておられるでしょうか。10時間程度行うということでございますけれども、最大で何時間ぐらいプールの授業ができなかったことがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 授業日数の減少についてでありますけれども、実施予定日に天候等の状況で水泳指導ができない場合は、時間割変更などをし、別日に振り替えて実施をしておひ、ほぼ予定どおり実施でき

ている状況にあります。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) ほぼ実施できている状況ということでございましたけれども、実際、私、市内に子供が小学校で通ってるときに、やはり10時間はできなかったという年がありました。やはりその天候で、今日も雨だからできなかったというようなこともございましたので、現場としてはそういうこともあるんだということで、御認識はいただいていると思うんですけども、通わせてる保護者の側としては、10時間充足していなかったなという年もあったということで、把握をしておるところでございます。

この水泳学習に関連しまして、プール施設の環境面について伺いたいと思います。屋外設置のため、プールの衛生面についてどのような対策をされているのでしょうか。例えば小学生に聞きますと、プールに虫が浮いていて気持ち悪いなどという児童もいるようですけども、そうした点について児童・生徒の評価、評判はどのようなものなのでしょうか。

○指導担当課長(菅野恭子君) プールの衛生面の対策につきましては、水泳指導を開始する前に業者による清掃を行っております。また定期的に水質検査を行って塩素濃度を保ち、水質管理を徹底しております。また児童・生徒の評価、評判等につきましては、虫を見つけて気持ち悪いと感じる児童もおりますので、教員等が小まめにとっておる状況でございます。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) 本当に児童・生徒の健康に関することですから、この点については十分御注意いただいているというふうに受け止めさせていただきましたし、また児童・生徒いろんなタイプの児童さんいらっしゃるので、先生方も大変苦労が多いのかなというふうに受け止めさせていただきました。

次に、同じく施設の環境面なんですけれども、プール同様に更衣室も老朽化が進んでおります。保護者の方からは、古い更衣室で着替えさせることに抵抗感があるといった声も伺ったことがあります。特に女子の児童・生徒の保護者の方から、こういったお声を伺ったことがあります。この点について、教員や児童・生徒の評価、評判、どのようなものか伺わせていただきたいと思います。

○指導担当課長(菅野恭子君) 教員や児童・生徒等の評価等につきましては、老朽化について改善できないかという声もございます。現在、新型コロナウイルス感染症の対策のため、着替えの際はできる限りスペースが取れる場所を各校で設定しており、プールの更衣室ではなく、各教室で着替えを行っている学校が多い状況であります。

以上です。

○15番(佐竹康彦君) コロナ禍ということもあって、今現在使われてないというような学校もあるということでございますけれども、やはり改善の声があるということで、改めて確認をさせていただきました。

続きまして、水泳の指導について伺います。中学校におきましては、体育専門の教員の方がいらっしゃいますけれども、小学校では専門の教員ではなくて、クラス担任が指導しているかというふうに思っております。他の学習と同様に、水泳学習において着実に泳力を身につけられるような指導を心がけておられるというふうに考えますけれども、現状どのようなお取組が行われていらっしゃるのでしょうか。また全ての教科に言えるのかもしれませんが、担任教員にも得手不得手があると思います。不得手な教員でも、的確な水泳指導ができるような取組として、どのようなことがなされているのか伺います。

○指導担当課長(菅野恭子君) 泳力を身につけさせる指導につきましては、習熟度別にコースを分けたり、

プール指導員を活用したりするなどの取組を行っております。不得意な教員の水泳指導の向上につきましては、初任者研修の中で水泳指導に関する内容を設定しております。本市では民間水泳施設のコーチ等に外部講師を依頼し、実技指導を含む研修を行っております。そのほかにも、教科ごとに研究会を設定しており、体育部会にて水泳指導については内容を深め、所属校に戻り、実技指導について校内で共有をしております。さらには毎年、東京都教育委員会主催の安全な水泳指導のための講習会に代表教員が受講し、各校で伝達をしております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 小学校の先生は、オールマイティーにできなきゃいけないんで、本当に大変だなというふうに改めて思いましたけれども、しかしながら後の民間の活力ということにも言いますけれども、この専門のコーチが就くことによって、より教員の方も負担も軽くなるし、また子供たちにもいい影響が与えられるんじゃないかなというふうに考えてございます。

続きまして、体系化、具体化した指導がされているということでございますけれども、また加えて段階的、また重点的な指導をされているということでございますけれども、それは10時間程度の授業数が確保されていることを前提としておられるのか、天候によって授業数が減ってしまつては、望むような指導の効果が現れにくいのではないかと考えますけれども、この点についていかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 授業時数の確保につきましては、天候による実施の有無も想定した上で、6月下旬頃から9月中旬頃にかけての期間において、10時間程度の授業数を計画しており、時数の確保を前提としております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） すみません、時数の確保を前提とされている中での指導の組立て方ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、実際この本来でしたら水泳の級の試験を受けるところが、日数が足りなくて受けられなかったというようなこともありますので、やはり十分な授業時間を確保できるような体制が望まれるのではないかなというふうに考えてございます。

続きまして、熱中症対策についてでございますけれども、WBGTの数値ですとか、また環境省の指針を基に実施の判断をし、実践の指導において適宜対策を施されているということを確認できました。屋外で晴天の下でやること、また近年の環境変化を考えますと、私たちの小中学校時代と同様な対応では、絶対に体調を崩す児童・生徒が多くなるのではないかと危惧しております。現状に即応した対応はされているというふうに思いますけれども、実際の児童・生徒をまた指導する教員の実感として、炎天下での授業についてどのように捉えているのか、また見学者の対応はどのようにされているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 教員の実感としましては、熱中症対策はもちろんのこと、プール施設の高温化によるやけど等にも十分配慮して指導を行う必要があると感じてはおります。また見学者については、日陰のある適切な場所で見学をさせたり、状況によっては校舎内で課題に取り組ませたりもしております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 伺いますと、プールサイドが非常に熱くて、足の裏が熱くて、歩いてられないとかです。そこで、たとえ日陰であっても、すごく暑くて見学者が辛い思いをしたというようなことがあって、学校側としても冷房の効く室内でというような対応をされたというふうなこともあったと伺いました。この点についても、やはり屋外で、真夏の中でというふうなことは非常に懸念される材料なのではないかなというふ

うに思っております。

続きまして、③について移ります。他県他市の事例について、26市のうち3市等で民間施設の一部導入、試行されているということでもございました。また市として、市内の民間水泳施設との連携について研究されたというふうにも伺いました。実施事例について、具体的にどの市で一部導入し試行されているのか。また研究の一環として他自治体へ視察されたことはあるのか、この点について伺います。

○**教育部参事（小野隆一君）** 一部導入している市については、青梅市が小学校1校、中学校2校において、さらに清瀬市が小学校1校、中学校1校において導入しております。また、多摩市が小学校4校において試行段階であります。なお、他自治体への視察については実施しておりません。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 続きまして、市のこれまでの検討では、民間施設の利用や施設面での費用、また指導効果や教員の負担軽減などの研究をされてきたというふうにも伺いました。教育長から御答弁いただいた点につきまして、さらに詳細に伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

○**教育部参事（小野隆一君）** これまでの検討につきましては、民間施設を活用する対象校、児童数、期間、回数、スケジュール、民間施設の指導者数、教員数、送迎等について研究を行ってまいりました。また費用面については、指導料、プール使用料、送迎バス使用料について調査を進めているところでございます。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 大分具体的に様々な、実際実施するのではないかとというような観点から、様々な研究を進めてこられたというふうにも受け止めさせていただきました。さて、他自治体の事例を見ますと、水泳学習を行うという点においては、先ほども述べましたけれども、天候状況を気にせず水泳学習を通年で行えるという面で、大きなメリットがあるというふうにも考えてございます。こうしたことについて教員、保護者、そして特に授業を受ける主体者である児童・生徒に意見を求めていくべきだというふうには考えますが、この点についていかがでしょうか。

○**教育部参事（小野隆一君）** 教員、保護者、児童・生徒それぞれの立場から意見を求めることにつきましては、その実施方法を含め、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 我々、実際、水泳学習も何もやらない我々議員が、大人の側があれこれ考えても、実際、現場の児童・生徒がどのように思っているのかということ、ぜひ調査していただければと思いますし、また児童・生徒の側も通年でできるのであれば、また快適な環境の中でできるのであれば、いいんじゃないかというふうにも思っている方、多いんじゃないかというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、他自治体の取組を参照いたしますと、公共施設管理運営上の効果、また財政面での効果、教育上の効用などにわたってメリットがあるというふうにも考えます。この点に関する市の認識はどのようなものでしょうか。プール施設の廃止や、天候状況に左右されず、屋内で通年で授業プランを立てられるなどの点も含めて伺いたしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 公共施設管理運営上の効果につきましては、民間水泳施設を活用することで、学校の職員によるプールや、水質の管理が不要となることや、市職員による施設の維持修繕に要する業務が削減できるなど、負担軽減が図られることが考えられます。また財政面につきましては、教育長から答弁がありまし

たように、現状の学校プールは水道代や薬剤費、また各委託料などの運営費と維持修繕料に、年間約2,000万円前後の維持費が必要となっております。このほかプール水槽や、プールサイドの改修時には、約1,000万円前後の費用が必要となると考えております。

一方、民間水泳施設の委託につきましては、民間事業者への指導委託料や施設使用料、往復のバスの送迎費用などを要し、現状の学校プールを修繕しながら使用するケースと比べて、新たな財政負担を伴うこととなります。

以上を踏まえますと、老朽化に伴い、将来プールの更新を行うタイミングにおいては、多額の費用が必要となりますことから、学校施設の統廃合や長寿命化改修時など、校舎等の更新のタイミングで、教育上の効用と財政面の効果の双方の視点から民間施設の活用、またそのことに伴うプールの廃止等を検討してまいりたいと考えております。

教育上の効用につきましては、温水プールは水温や気温が保たれているため、児童等の体調が安定し、集中して水泳に取り組むことができることや、民間指導者と教員の連携した指導体制により、安全で効果的な指導ができる等が考えられます。また天候に左右されず授業を実施できることについては、授業計画変更への対応がなくなることのメリットがあると考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） 今おっしゃっていただきました学校施設の統廃合や、長寿命化改修時などの校舎等の更新のタイミングということでございますけれども、東大和市におきましては、これから幾つかの学校におきまして、やはりその統廃合ですとか、そういったものが進んでいくことがあるということで、そのタイミングはまさに、この今のときなのかなというふうに受け止めさせていただきました。

続きまして、これまで民間事業者と具体的にやり取りをしたことがあれば、詳細を教えていただきたいと思っております。

○教育部参事（小野隆一君） 民間事業者とのやり取りにつきましては、市内民間水泳施設と、市内小学校の活用について、昨年度、相談を行っております。今後、具体的に予算面での相談をしたいと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。先ほどの具体的な形で研究をされてきたという答弁と併せて考えますと、実施に向けて大きく一歩踏み出されているのかなというふうに受け止めました。あと具体的には、あとは今後予算面だということでございますので、ここは非常になかなか難しい交渉であるというふうに思いますが、今後ぜひとも前向きな形で、業者の方と相談をしていただければなというふうに思います。

続きまして、今後、民間水泳施設の活力ということ、その委託について、その可能性に向けた研究の継続をされるということでございますけれども、民間事業者と協力した事業開始の可能性はどのくらいあるのか、この点について伺います。

○教育部参事（小野隆一君） 事業開始の可能性につきましては、様々な課題の解決が必要となりますので、現段階において申し上げることは難しい状況であります。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 確かにそうですね。現状、今、研究・検討してるので難しいということでございますけれども、ぜひ前向きな検討を進めていただければと思います。

私はこれまでも申し上げてきましたけれども、様々、今メリット等、特に考えますと、積極的な研究・検討

を経ていただきまして、なるべく早い時期に、この民間活用を生かした水泳学習に取り組んでいくべきだといふふうに考えてございますけれども、改めまして最後に、この点について市の御見解、伺いたいと思います。

○**教育部長（小俣 学君）** プール施設の老朽化の対応に向けまして、民間活力を生かした水泳学習に関しましては、今後、プール自体の更新の是非や、改修または委託した場合の費用等を鑑みまして、積極的に今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○**15番（佐竹康彦君）** 積極的にというような御答弁いただきました。これまで、このものに関しまして総務委員会で、所管事務調査した人間としても、また一保護者といたしましても、ぜひ今の積極的な検討ということに期待して、さらにこの事柄について進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目の質問については、以上で終了させていただきます。

○**議長（関田正民君）** ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**15番（佐竹康彦君）** それでは、午前中に続きまして再質問を続けさせていただきます。

次に、2点目の電子図書館の導入について伺います。

市長答弁におきましては、多摩地域の電子図書館導入状況が約4割に達しているということが分かりました。導入の流れが大きくなっているというふう感じております。また利用者の利便性の向上、一定数の利用が見込まれるということ、また新型コロナウイルス対策としても有効だとの見解もいただきました。そこで、まず近隣市ではどの自治体が電子図書館を導入しているのか、詳細について教えていただきたいと思います。

○**中央図書館長（浴 靖子君）** 多摩地域26市における電子図書館導入状況であります。令和4年5月の時点で導入しているのは10市ございます。具体的には、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、小金井市、国立市、狛江市、清瀬市、多摩市であります。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 10市ということで、やはり多くなってきているなというふうに、認識を改めてさせていただきます。

続きまして、東大和市と図書館の相互利用をしている他の市が、電子図書館を導入している場合の東大和市民の利用について、どのようになっているのか伺います。

○**中央図書館長（浴 靖子君）** 東大和市立図書館では、立川市、東村山市、武蔵村山市と相互利用協定を締結しております。この中で現在、電子図書館を導入しているのは立川市のみであります。立川市において電子図書館を利用できるのは、立川市在住、在学、在勤の方のみとなっております。立川市在学、在勤でない東大和市民は、電子図書館を利用することはできないとのことあります。これは立川市の意向ではございませんで、電子図書館の運営事業者との契約条項において定められているとのことあります。また武蔵村山市及び東村山市においては、今年度中の電子図書館導入に向けて詳細を検討中と伺っております。

以上でございます。

○15番(佐竹康彦君) 今御答弁で3つの相互利用を行っている市が、立川市はもう既に導入してるけれども、武蔵村山市も、東村山市も、両方とも導入に向けて詳細を検討中であるということでございました。相互利用も協力関係にある図書館は、ほぼ電子図書館導入、もしくは導入に向けて今進んでいるというような状況を、改めて確認をさせていただいたところでございます。

次に、御答弁では一定数の利用が見込まれることが述べられました。また図書館向けの電子書籍の出版点数も、増加をしている状況ございます。利用者の裾野が広がるといった、こういった期待ができると考えております。この数年、特にコロナ禍を経た社会状況におきましては、電子書籍に関する利用者の意識や環境の変化、これを市としても御認識をいただいているものというふうにしていただいております。こうした点を踏まえまして、現在、図書館の利用に結びつきにくい、住民の層へのサービス向上が期待できるのではないかとこのように考えております。例えば障害者の方や高齢者の方、図書館利用に消極的な若い世代、またビジネスマンなどが、もっとこの市の公共図書館、市立図書館を活用してもらえるようになるのではないかとこのように考えているんですけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○中央図書館長(浴 靖子君) 電子図書館、電子書籍を導入することによる利用者の幅の広がりについてであります。議員のおっしゃるとおり、若い世代やビジネスマンなど、図書館の利用に結びつきにくい方々に、図書館を使っただけになるのではないかと見込んでおります。また障害のある方や御高齢の方にも、見やすい、利用しやすい媒体であると考えております。ただ電子図書館を導入すれば、自動的にそうした方々の利用が増えるというわけではなく、それぞれの利用者層に合ったコンテンツを充実させることも重要であると認識しております。加えて高齢者等、デジタル機器の利用が苦手な方への利用支援も実施する必要があると考えてございます。

以上ございます。

○15番(佐竹康彦君) そうですね、既存の利用者から、さらに多くのこういったコンテンツ、またシステムを利用して多くの方により利用していただくためには、どの層にターゲットを絞ってやっていくのかと、これも大変重要な視点であるというふうにございます。今、御答弁、伺いました。

続きまして、特に電子書籍には物理的な蔵書スペースを確保せずに、利用できる書籍を増やす利点があるというふうにございますけれども、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○中央図書館長(浴 靖子君) 蔵書スペースについてであります。現在、公共図書館向けに提供されている電子図書館のシステムは、事業者が提供するクラウドシステムとの契約となりますことから、物理的な保管スペースは必要ありません。コンテンツの収集形態といたしましては、主に買い切り型とライセンス型があります。買い切り方は、紙の書籍同様、一度購入しますと基本的にずっと利用できますが、ライセンス型は、例えば購入後2年といった提供可能期間や、貸出し回数上限52回といった貸出し回数に上限を設けているものでありまして、当初の期間、または回数を超えると、提供ができなくなるタイプの契約形態であります。こういったことから物理的な蔵書スペースを必要としないという電子書籍のメリットは、一方で資料を残すといった図書館の機能と相反する部分もあるかと認識しております。

以上ございます。

○15番(佐竹康彦君) 図書館の機能として、当然その蔵書をするということ、それを市の資産として残していくということ、この観点からということ、確におっしゃるとおりだというふうにございます。ただ一方で、毎年廃棄をする書籍もあるわけでございます。この電子書籍の取り扱いについては、これも館長以下、司書

の方々が御専門なんで、こちらから言うということもあれなんですけれども、不易と流行というような観点からいえば、やはり蔵書して末永く残していくというものと、やはりその時々、市民の関心に向けて利用されるコンテンツと、それが両方あるんじゃないかというふうに思っております、そういった特に先ほどの利用される層、ターゲットを絞るというようなお話もちょっとさせていただきましたけれども、電子書籍については特にですね、この利用される内容とか、そういったものをぜひ、常々市長は図書館の主な、主要な事業として選書とレファレンスだとおっしゃってますけども、この図書館の司書の方々の選書の能力を生かしていただきまして、東大和市民がどのような書籍を多く利用されているのかと、こういったものも現場の方はつかんでらっしゃるのかなというふうに思いますので、そういった観点からですね、この電子書籍として利用したほうがよりサービスに供するような、そういったことについて研究をしていただければなというふうに思っております。

続きまして、電子図書館の導入につきましては、経費や電子書籍の特性、住民サービスへの影響などについて研究、調査されているというふうに伺いました。

御答弁を伺いますと、電子図書館導入については、経費に関する懸念は当然あるんですけれども、利用そのものに関してはポジティブな捉え方をされているのではないかなというふうに受け止めさせていただきました。そこで、これまで実際に電子図書館を導入しようと、事業者へ見積り依頼、また導入に向けた担当課や、庁内での検討をされてこられたのかどうか、公共図書館と学校図書館それぞれについて伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） では、まず私のほうから公共図書館について申し上げます。中央図書館におきましては、導入に係る初期費用と導入後、毎年かかるクラウド等の利用料や、コンテンツ経費などのランニングコスト及び図書館システムと連携した場合のシステム改修経費などについて、見積りを徴取したことがございます。その結果、コンテンツに係るライセンス料が、紙の図書に比べ高額であることなどが分かりました。また事業者ごとの特徴についても、比較・検討を行いました。そのほか令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について検討してまいりました。

以上でございます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校におきましては、現在、学習内容の充実に向けて、1人1台端末の活用及び効果的な活用方法の検討を進めている段階にありますので、学校図書館に電子図書館を導入することにつきましては、具体的な検討には至っておりません。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。中央図書館は、図書館業務が専門でございますので、やはり細かな検討をされておられる。また学校図書館につきましては、現在、GIGAスクールの展開が今され始めたばかりでございまして、なかなかそこまで手が回らない状況なのかなというふうに確認をさせていただきました。

ちなみに、私も近隣市で導入をされてます立川市なんですけれども、令和3年2月の立川市の教育委員会の資料によりますと電子書籍コンテンツ使用料、これは地方創生臨時交付金を活用した形で補正予算事業として購入したいというような中で、このコンテンツ使用料はトータルで340万円という形で、これぐらいかかるのかなというふうに思っております、これがやはりコンテンツにかかるライセンス料が高額である。同じ冊数、同じタイトルを利用する際には、コンテンツとして高くなるのかなというふうに受け止めさせていただきました。

続いてまいります。学校図書館における電子書籍の活用について、次、伺いたいんですけども、当然、その読み物なども当然なんですけれども、特に学習の場という観点からすると図鑑などの大型の書籍や、調べ学習に使う書籍などが特に有効なのではないかなというふうに考えております。また他の自治体の事例を仄聞いたしますと、朝読書などで読むような書籍も電子書籍だと多くの児童・生徒が複数利用でき、学校の先生方からも評価を得ていると、こういったお話も伺ったことがございました。先ほどGIGAスクール、始めたばかりでそこまで手が回らないのではないかなというふうな、話ささせていただきましたけれども、1人1台端末の活用の一環として、学校現場においても導入や前向きな検討をしていただければなというふうに考えるんですけども、御見解を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 電子書籍につきましては、環境を整えば、時と場所を選ばずに書籍や資料に触れることができ、内容によっては動画や音声により、紙媒体よりも理解がしやすい児童・生徒がいる場合も考えられます。学校現場への導入については、先進的に取り組んでいる事例等を情報収集するなど、研究を進めてまいります。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） すみません、1人1台端末になりまして、この端末の利用、それこそ我々大人の世代よりも、いち早く順応してる子供たちの姿も見ておりますし、やはりこれから様々な資料を電子媒体で取り扱わなきゃいけない時代の中で、こういった電子書籍の利用も、ぜひお進めいただければと思います。また御答弁いただきました、動画や音声などで理解がより進む児童・生徒の方がいらっしゃるということ、この過程は非常に重要だというふうに思いますので、この点についても含めてより研究・検討を進めていただければなというふうに思います。

続きまして、導入コストの問題の解決が一番大きな課題なんだというふうに、捉えていらっしゃるというふうに感じました。そこで他の自治体や、他の機関と連携をいたしまして、電子書籍の購入、また電子図書館の導入に関して、例えばその他の自治体、教育機関等とコンソーシアムを構築いたしまして、値引き交渉や共同利用など進めることも一つの手段ではないかなというふうに考えます。こういった、例えば私、前職で大学図書館等と取引をしたときに、大型の電子資料を購入する場合に、多くの大学がコンソーシアムを組んで、高額な電子資料を使えるようにしたというふうな事例もございましたので、こういった他の事例も、参考にできるかどうかは別といたしましても、こういった事例もあるということを御承知おいていただいた上で、ぜひ他組織との連携をした事業展開を進めるのはどうなのかなというふうに思うんですけども、これに関しましての市の御見解を伺いたいと思います。

○中央図書館長（浴 靖子君） 導入コストの問題を解決するための他機関との連携についてであります。公共図書館におきましては、兵庫県や熊本県において既に設立されている定住自立圏域などで、構成自治体が広域電子図書館を運営している事例がございます。中心的な市が設置する電子図書館を、周辺のまち、中には図書館を持たないまちもあるようですが、こうしたまちの住民も利用できるといったようなものです。複数自治体で共同運営するには、制度について研究を重ねる必要があるかと認識しておりますけれども、東大和市の場合は、隣接する自治体においては、既に電子図書館を導入済み、または導入が決定しておりますことから、新たに共同運営する組織を立ち上げることは難しいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 確かに新しい組織を立ち上げるとなると、1から様々なルールとか決めなきゃいけな

いというのは、確かに難しい点なのかなというふうに思います。ただ今御答弁でもいただきました兵庫県、熊本県、また中心的な市が設置する電子図書館周辺のまち、中には図書館を持たないまちもあるということで、そういった事例もございますので、ぜひちょっと研究していただきたいなというふうに思います。

先ほど相互利用が可能となってる、立川、東村山、武蔵村山は、既に立川は導入しております、東村山も武蔵村山も導入に向けて検討しているというようなことでございますので、東大和だけじゃ、その電子図書館ないですということではなくて、この4市が組んで、例えばそのシステムの導入については、なかなか難しいかもしれませんが、毎年毎年かかるそのコンテンツですね、先ほど立川市のちょっと資料を引きましたけれども、何百万単位のコンテンツも、相互利用の中でのなるべくより少ない予算で多くのコンテンツを活用できるような、そういった仕組みができるようになればいいなというふうに思いますので、この方面につきましても、ぜひ御研究、また検討をしていただいて、よりよい形で近隣市と連携しながら進められるような形ですね、ちょっと追求してみたいなというふうに、要望させていただきたいというふうに思います。

先ほど、今申し上げましたとおり近隣市、例えば武蔵村山市では、先ほど立川市もそうですが、地方創生臨時交付金を活用する形で、電子図書館の導入を進めるというような話でございます。このコロナ禍以後、国の交付金を活用して電子図書館導入を進める自治体も多くなってきてございます。東大和市として、こうした国の予算が様々下りてくるタイミングを逃さずに、導入に向けた積極的な検討をぜひともお願いしたいと思うんですけれども、この点についてお考えいかがでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 電子図書館につきましては、ウィズコロナ、アフターコロナの生活において、図書館サービスを充実させる有効な手立てではあるというふうに考えますけれども、ランニングコストやコンテンツの量、質などですね、まだまだ課題の整理が必要であると、そのように認識しております。これまでは、新型コロナウイルス感染症の対応、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、図書館では館内のカウンターのパーティションなどをはじめ、その図書除菌機ですね——の導入など、順を追って進めてきている経過もございますので、今後につきましてはほかの補助金等の活用も含めまして、検討のほうは進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。近隣市の図書館と比べても、こう言うと近隣市の方に失礼かもしれませんが、東大和市の図書館って蔵書数も多いですし、機能、図書館の事業そのものも充実してると思いますし、やはり一歩ぬきんでた図書館運営事業をしていただいているものだというふうに私、感じておりますので、他の自治体が様々なお取組を、近隣市が相互利用しているような、近隣市が様々なお取組をしていただいている中で、ぜひとも東大和市の図書館も、ほかがやってるから急いで追いつかなきゃいけないということでは、確かにないのかもしれませんが、これまで様々、非常に先駆的な、先導的な役割を近隣地域の中でしていただいている図書館だというふうに思っておりますので、ぜひ様々、新しいことにチャレンジをしていただく、前向きな御検討していただくということをお願いさせていただいて、この質問、終了させていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、3点目の道路の維持管理について再質問をさせていただきます。

①につきまして、令和3年度の路面性状調査の実施と、4年度の保守修繕計画の策定を経て、劣化の著しい路線から順次補修工事を実施されること。また緊急的に補修が必要な場合は、計画を勘案した応急処置を行う

ということを御答弁で確認させていただきました。現時点におきまして、路面性状調査の結果から、地域的にどこの道路が劣化の度合いが激しくなっているのか、また道路整備が行われた年代や交通量の状況などが、劣化状態の度合いを決める要素だと思いますけれども、市として現在どのように把握されているのか伺いたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 調査の結果ということですが、舗装の現況調査でございます路面性状調査におきましては、路面性状測定車という車両を走らせて、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性、この3つの状況を機械で測定し、数値的に評価し、この3つについて、その総合評価としまして、国交省の舗装点検要領に基づきまして、1、健全、2、表層機能保持段階、3、修繕段階の3区分に分けてございます。調査結果を見ますと、市内のどの地域に集中しているということではございませんでした。舗装した年代が古い路線の多くに劣化が見られる状況でございます、市が道路パトロールなどで舗装がよくないと判断していた箇所が、ほぼそのとおりの結果になっているという状況でございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 建物の管理と同じように、やはり古く手を施したところから、やはり劣化していくというような状況であるということを確認させていただきました。

続きまして、道路の修繕は地区ごとに優先順位を定めるのかどうか、また市全体で、全体を見渡して優先順位を定めるのかどうか伺いたいと思います。例えば劣化の度合いがA地区は7割ぐらい、B地区が5割、C地区が3割なら、その割合ごとに工事の規模を定めて、同じ年度で例えばそれぞれの地区の工事を行うか、それとも1つ目の地区が終わったら、次、次というふうにしていくのか。例えばの今、話しましたけれども、どういった形で工事を進めていかれるのか、この点について伺います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 舗装を修繕していく順位につきましては、地域ごとに判断するのではなく、市域全体の中で、舗装の損傷状況、路線の重要度、交通量、修繕費用を考慮しまして、補修路線の優先順位を決定していくという計画となっております。この計画によります舗装修繕は、国の補助金でございます社会资本整備総合交付金を活用した中で実施していくものでございます。地域ごとに整備していく場合、他地区の路線のほうが劣化しているにもかかわらず、当該地区を先行して整備していくということにもなりますことから、国の補助金を活用していく中では、地域ごとに整備していく方法は難しいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ちゃんと公平性を担保しながらしていただくということを確認させていただきました。

続きまして、緊急的に応急処置が行われた道路の場合、正式の補修事業の優先順位が下がるということがあるのかどうか、それとも応急処置はしても当初の計画どおり進めるのか、この点について伺います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 例えば道路陥没や、道路の振動などによります舗装要望等により、緊急的もしくは応急的に舗装修繕を行わざるを得ないとなった場合、舗装修繕計画を確認した中で対応していく必要があると認識してございます。計画による舗装修繕の時期が近い場合は、最少の復旧範囲として、応急的に行うなどの処置を行うことで、優先順位がそのままとすることが考えられます。ただし、緊急的に舗装・補修を広範囲に行わなければならない場合には、優先順位を下げるケースも発生することが考えられます。

なお、占用企業者によります例えばガス管工事であったりとか、水道工事などにおきまして、道路を掘削し、路線全体を舗装復旧するようなことがあった場合には、健全な状態に是正されるため、優先路線から外すこと

になることも想定されます。

以上でございます。

- 15番（佐竹康彦君） おおむね計画どおり進めながら、様々な要素によって、臨機応変に対応していただくということで受け止めさせていただきました。ぜひ、この道路の補修・保全というのは、多くの市民の方が、自宅の目の前がもうひどい状況だと、本当に今すぐ直してくれというような御要望、多分ここにいる議員の皆さん全員、日々いただいていると思うんですけども、特段の公平性を担保しながら、着実にぜひお進めいただければというふうに思います。

その道路の補修・保全のことにに関して、今後のことについて②に移るんですけども、東京都が本年4月から行うことになった、このMCRの具体的な内容について伺いたいと思います。

- 道路交通課長（一ツ木正美君） 議員の質問にありましたMCRとは、「My City Report for citizens」の略となります。この道路通報システムは、市民などがスマートフォンアプリを活用して、道路の損傷や不具合等を発見した際に、スマートフォンカメラとGPSを利用して、24時間いつでも投稿できるシステムとなっております。

以上でございます。

- 15番（佐竹康彦君） このシステムにつきまして、同僚議員が以前、質問でもさせていただきましたけれども、様々、今導入が進んでいるのかなというふうに思っております。他の自治体で同様のシステムを稼働させているのは現在何か所くらいあるのか、その成果などお分かりでしたら教えていただきたいと思います。

- 道路交通課長（一ツ木正美君） MCRを東京都と併せて、令和4年4月から導入した都内自治体は、港区、品川区、国分寺市、国立市、福生市などの10区市です。また類似のシステムを導入している都内自治体は、武蔵野市、町田市、あきる野市などとなっております。導入の成果につきましては、写真と位置情報により、位置や状況の把握を早く正確に行えることで、初動対応の効率化が図れることなどが挙げられます。

以上でございます。

- 15番（佐竹康彦君） すみません、初動対応の効率化という点、非常に重要な点かというふうに思いますし、また我が東大和市と同規模の人口の自治体も導入しているというようなことで受け止めさせていただきました。

続きまして、都道において、このMCRの活用が進んだ場合に、住んでる市民の側からすると、市道においても同様のシステムが利用できたほうがいいのではないかとというふうに考えます。かつて同様の質問、私ども公明会派の同僚議員がしておりますけれども、市民のメリットと行政上の効果に関する認識、また導入へ向けた課題など含めまして、改めて市の御見解を伺いたいと思います。

- 道路交通課長（一ツ木正美君） 市民の方側のメリットにつきましては、24時間、365日、いつでも投稿ができること、電話ではうまく伝わらない内容も、写真と位置情報により、正確に通報することができることなどが考えられます。行政上の効果につきましては、写真等、位置情報が把握できることにより、市民の方から頂く情報を正確に認識できることなどが考えられます。また導入に向けた課題につきましては、写真の撮影の仕方によっては、状況が正確に把握できない場合があることや、私有地の問題など、市で対応困難な案件の投稿、費用負担の問題などが考えられます。

以上でございます。

- 15番（佐竹康彦君） メリットの面と、また難しい課題の面と教えていただきました。でございますけれども、この東京都や他自治体の導入後の実態、ぜひまたよく調査・研究をしていただいた上で、このメリットと

いうことを考えますと、ぜひ前向きに導入への検討をお願いしたいというふうに思うんですけども、市の御見解を伺いたいと思います。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 道路通報システムにつきましては、一定の効果があるものと捉えておりますけれども、導入に当たりましては、当市の場合、緊急な連絡があった場合、すぐに現地に行ける距離であることですか、土日、夜間等でありましても、市内在住職員がすぐに現場に行けることなど、現在も早急に対応できる体制であることも留意いたしまして、導入に当たっての効果検証を行う必要があると考えてございます。市としましては、市長答弁にもございましたとおり、他の自治体の導入後の実態などを確認いたしまして、導入に要する費用や効果、利用によるメリット・デメリットなどを勘案いたしまして、今後さらに研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ、また前向きに研究・検討をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、今定例会の私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○議長（関田正民君） 次に、14番、和地仁美議員を指名いたします。

[14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2010年頃から、VUCA（ヴェーカ）という言葉を目にするようになりました。このVUCA（ヴェーカ）は軍事用語として誕生した言葉で、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を並べたものです。2016年以降、ダボス会議などの国際会議でも、VUCAワールドという言葉が頻出し、世界の経済界で、VUCAの時代が到来したと言われるようになりました。今までも高度経済成長の右肩上がりの時代から、人口減少、少子高齢化時代に変化したことへの対応が課題とされてきましたが、2010年頃からは様々なものを取り巻く環境において複雑性が増しているばかりか、2020年には新型コロナ感染症の世界的な流行、そして今年ロシアのウクライナ侵攻などの想定外の事象が次々と発生し、さらには日米の金融政策の違いが明確になったことで、3月からの僅か2か月間で、円がドルに対し16円も下落するという急速な円安など、ここ近年の変動の激しさを多くの人が実感していることと思います。その結果、現状、将来の予測が困難な状態にあり、今後もこのような変化に対応しなければならない場面が多く出てくると予測されています。

今回の2つの質問項目は、一見、関連性がないように見えますが、全てはこのVUCAの時代において、持続可能な、そして魅力ある東大和市を実現するために必要なことだと思い、取り上げさせていただいた次第です。

まず1点目では、経済状況の変化への対応について確認させていただきます。

①令和4年度の予算編成時には、現下の原油価格の高騰や円安などの影響による物価高騰は予測していなかったと思います。

そこで、ア、光熱水費などの経費予算への影響予測と対応方法について。

イ、行政サービスへの影響の有無と対応についてお聞かせください。

②として、学校給食についてお尋ねします。

東大和市の学校給食における1食当たりの食費単価は、都内でも下位のほうであるにもかかわらず、様々な食材が値上がりしている状況です。

そこで、ア、現在の経済状況の学校給食に対する影響は。

そして、イ、魅力ある学校給食、食育の充実を維持するための市の考えをお聞かせください。

2点目は、人事行政についてです。

ちょうど1年前の一般質問でも、同じ項目を取り上げさせていただきました。その際は、官民連携や民間等の外部人材の活用、そして分限免職について、市の考えを確認させていただきました。前回も述べさせていただきましたが、行政サービスを提供する、すなわちサービス業である行政においては、それを担う職員が一番重要であり、VUCAの時代においては、ますますその重要性は高まっていると考えます。

そこで、①として、現状と課題についてお聞きします。

ア、現在の人事行政上の課題は何か。

そして、イとして、課題解決のための取組と効果についてお教えてください。

②として、採用についてお尋ねします。

人口減少の時代を迎え、民間企業では人材育成への投資を増額するだけでなく、初任給の大幅な増額を実施するなど、より優秀な人材を確保する取組を行っています。また、ここ近年は、行政課題の複雑化、ニーズの多様化などにも対応できる人材を多くの自治体が必要としていると同時に、多くの自治体で民間企業と同様の選考形式を取り入れています。コロナ禍、VUCAの時代により、新卒の公務員希望者は増加傾向ですが、採用する側においては、年々、民間、公務員という業種の境界が減少する中で、人材を獲得していかなければならないのが実情です。

そこで、ア、新卒採用の現状と課題について。

イ、中途採用の現状と課題について確認させていただきます。

以上、この場での質問はここまでとし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

[14番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、経済状況の変化による光熱水費など、予算への影響予測と対応についてであります。令和4年4月の本庁舎の電気料金は約195万7,000円で、前年同月と比較して約1.7倍となっています。昨年、世界的に新型コロナウイルスのワクチン接種が進捗し、経済活動が再開したことを受け、原油価格が上昇傾向にありましたが、これと連動して、電気料金も同様な傾向にありました。この状況に加えて、ウクライナ情勢の悪化に伴い、原油価格の高騰が顕著になっています。このような燃料費の高騰は、予算編成時に見込んでおらず、今後、一部の費目において予算の不足が想定されますことから、その動向を注視しながら、補正予算の計上等、必要な対応を図ってまいります。

次に、行政サービスへの影響の有無と対応についてであります。例えば学校給食費につきましては、報道によりますと23区の一部の区におきましては、食材等の高騰のため値上げ等が実施されているところであり

ます。市におきましては、物価高騰等による行政サービスへの影響について動向を注視しているところではありますが、必要に応じて国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）の活用例を参考としながら、補正予算等により対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、学校給食についてであります。現在の経済状況を受けた影響につきましては、給食用食材の価格が高騰し、運営に厳しい状況が見られますが、献立の工夫等により対応しているところであります。また、魅力ある学校給食及び食育の充実につきましては、新たな地場産食材の活用や、コロナ禍における食育の推進に取り組んでいるところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、人事行政上の課題についてであります。社会変化に伴い、市民が求める行政ニーズは多様化、複雑化してきています。その中で、専門的な知識や新たなニーズに対応できる柔軟な発想や向上心を持ち、その力を常に発揮できる職員が必要となっております。そのためには職員の資質、能力の向上に加え、職員のモチベーションの維持、人材育成が、より一層、重要であると認識しております。

次に、課題解決のための取組と効果についてであります。職員の能力、モチベーションの向上のため、実務や研修を通じた人材育成により、市民の生命、財産を守り職員としての自覚・責任感をしっかりと身につけることが重要であると認識しております。

次に、職員の採用状況についてであります。当市では、大学等の新規卒業者と社会人経験者などの既卒者を分けずに採用試験を実施しており、本年4月1日は、新卒者7人、既卒者2人を採用しております。なお、令和3年度からは、一般事務職等の一次試験は、テストセンター方式を採用し、試験日及び試験会場を受験生が選択できるように改めて、受験機会の確保に努めております。

次に、課題についてであります。他自治体との競争の中で、優秀な人材を確保するため、引き続き応募者を増やしていく取組が必要であると認識をしております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、現在の経済状況における学校給食に対する影響について御説明いたします。

給食用食材におきまして、価格が高騰しているものがあり、現在は比較的、価格が安定している食材を使用した献立とするなど、工夫して対応しているところであります。今後につきましても、食材価格の状況を確認しながら適切に対応してまいります。

次に、魅力ある学校給食及び食育の充実についてであります。地場産農家の方に御協力をいただき、新たな地場産食材による献立の作成や、1人1台端末を活用して、給食センター栄養士によるオンラインでの食育や、社会科見学の実施に取り組んでいるところであります。

以上です。

○14番（和地仁美君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次、再質問させていただきます。

まず最初に、経済状況の変化への対応についてですが、市長答弁では4月の電気料は前年同月比と比較し、約1.7倍とのことでした。これは2倍に近づく勢いであるというふうに感じましたが、そのほかのもので、このように前年同月比と比較して大幅に増加したような経費はございますでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 電気料金のほかに、庁舎のガス料金につきましても、前年同月比で1.9倍となっております。また他の公共施設も同様の傾向にあるものと考えておりまして、そのほかちょこバスの補助金です

とか、また都バスの負担金など、交通に関する事業についても、負担増として跳ね返ってくる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） もう既に影響は大きく出ていることが確認できたと思います。これらについては、予算編成時には予測していなかった様々な物価高騰の影響だというふうに思いますが、それへの対応としては、今回の初日の本会議の補正予算における質疑の答弁で、国の補正予算による臨時交付金について、当市には約2億4,000万円ほど交付されるということで、それで様々対応をされるということでしたが、これらの今御答弁いただいたようなものに対しても、活用は可能だというふうに思っております。仮に当初予算をオーバーした、これらの光熱水費を代表とするような予算を、当初予算をオーバーするようなものについて、全額この臨時交付金などの財源で賄えなかった場合、市としては財政調整基金を取り崩して対応するほかはないというふうに認識しておりますが、それでよいでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）につきましては、主に市民の皆様や、事業者の方々に対する支援に優先して活用するよう検討を進めていますことから、この交付金を公共施設の電気料金や、またガス料金のような、市の事業の継続のために活用することは現時点では考えておりません。したがって、電気料金や、ガス料金の高騰分について、最終的に財源の見通しが立たない場合には、財源調整として財政調整基金を取り崩す以外はないものと考えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 臨時交付金は、基本的には市民の皆様、事業者の皆様を対象に、優先的に活用されるという御答弁でした。先ほどの市長答弁では、行政サービスへの影響の有無について、特に給食費を例に挙げていただきましたが、もう少し長期的な視点に立つと、第6次行政改革大綱の強固で弾力的な財政基盤の確立の様々な目標にも影響するかと考えております。それに対する市の認識や見通し、またその場合の対処についての考えを伺いたいんですが、特に最近よく取り上げられる公共施設の再編の中の学校の長寿命化に対しては、約330億円ほどかかるというお話がありますが、これも見積もったときの時点と現在では、様々な環境、変わっておりますので、事によってはこの金額では収まらないような状況も、現実的なものになってきているのかなというふうにも感じております。それらについての見通しやお考えを、教えていただければと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 原油価格や物価の高騰が長期に及ぶ場合は、公共施設の光熱費への影響が大きくなります。また学校施設の長寿命化に用いる建築資材につきましても、円安等の影響が長引いたりしますと、輸入部材を中心とした価格の上昇が予想されます。仮に価格の上振れが大きく、長期に及ぶ場合、学校施設の長寿命化に至っては、特定財源の確保がままならない状況にある中で、事業費が当初見込みを大きく上回ることになれば、事業計画への影響というのも懸念されるところであります。このような状況を踏まえすと、議員御指摘のVUCAの時代、将来予測が困難な時代におきまして、大切な視点の一つとして、財政調整基金などの基金をもって将来に備えるということが挙げられます。それが強固で弾力的な財政基盤の確立というものにつながってくるわけでございます。今回の燃料費高騰という予測不可能な一つの事象に際しても、最終的には財政調整基金での対応が主となります。改めて一定の基金残高の確保の重要性、認識したところであります。今後も機会を捉えて公共施設等整備基金など、積立てに努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○14番（和地仁美君） 第6次行政改革大綱のほうでは、財政調整基金の目標金額のほうも、少し増額して目標を立てて、日々取り組んでいらっしゃることは承知しているところです。ますます備えというかですね——については、いつ使うか分からないじゃなくて、現実的に使う場面が幾つか想定できる中で、取り組まなければいけないのかなというふうに感じております。また本市においては、今後大きな財源を必要とする事業が控えております。その時期と、このVUCAの時代が重なったということは、経費についても見積りが難しく、何とも苦しい状況だなというのが実感ですけれども、これについては本市だけの問題ではございませんので、先ほどの市長答弁にもございましたように、世界の情勢や経済動向などに今まで以上に注視をしていただいて、大変なことだとは思いますが、できる限り先手、先手で対応していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目は以上です。

続きまして、学校給食について再質問させていただきたいんですが、教育長答弁では、比較的価格が安定している食材を使用した献立とするなど、工夫して対応していらっしゃるということでした。また今後も食材価格の状況を確認しながら、適切に対応していくということもお答えいただきましたが、これら工夫や対応は何を実現するためにされていることなのか、学校給食法の第2条では、学校給食の目標などが明記されておりますが、それらと照らし合わせた上でも、実現をするために対応を工夫していることについて、その目的を教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食における工夫や対応でございますが、学校給食法第2条におきまして、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の目標が達成できるように努めなければならないとされております。7つの項目が示されております。その中の例えば1番、適切な栄養の摂取については、確保することは当然のこととして対応しておりますが、その他、示されている学校生活を豊かにする点や、環境や生産者などへの理解を深める食育に関する点、伝統的な食文化についての理解が深まるといった点についても、目標を達成できるよう工夫や対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 学校給食法の第2条に定められている様々な目標を達成するために、日々、御努力をいただいているところだというふうに理解いたしました。その理解はしたんですが、先ほど壇上でも述べさせていただきましたが、本市の1食当たりの食材費は都内でも本当に下位です。具体的に述べますと、東京都の教育委員会が毎年調査をしております、都内の学校給食の調査の最新報告である令和3年度のものを確認しますと、小学校低学年での1食当たりの食費では、全都平均が247.82円、市部平均が236.47円のところ、本市では210.07円と市区町村全体で最下位。小学校中学年においては、全都平均が265.49円、市部平均が251.55円のところ、本市では226.07円と、市区町村全体で下から2番目。小学校高学年では、全都平均が282.79円、市部平均が266.82円のところ、本市においては245.07円と市区町村全体で下から3番目。中学校では、全都平均が323.12円、市部平均が306.94円のところ、本市においては272.07円と市区町村全体で下から4番目という状況です。これは現在の物価高騰以前の食材費ですが、なぜ今まで給食費を見直してこなかったのでしょうか。日本一子育てしやすいまち、ブランドプロモーションのメインターゲット、30代の子育て世帯に対して、この給食費が都内で最下位に近いということは、アピールポイントだと考えていらっしゃるのでしょうか、御所見を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食費の見直しにつきましては、平成31年度に給食内容と給食費について、

担当課で検討いたしまして、給食センター運営委員の皆様には状況を報告したことがございます。引き続き検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、なかなか会議等の場を持つことが困難となり、延期しているところでございます。ただ安価で安全・安心な給食を提供できるということは、子育て世帯の皆様喜んでいただけている面があると認識しております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 最初の再質問で、様々実現しようと思っている点を、この食材費が高騰している中で、日々、工夫をして対応いただいているという御答弁でしたが、市長答弁では、23区の一部の区では給食費を値上げを、もう実現しているというところがあることを認識されていることが分かりました。その値上げをした自治体は、そもそも私たちの市の給食費よりも高いところから、さらに値上げをしているということは現実問題としてあると思います。このたびの物価高騰に対して、給食費を見直しているその自治体においては、値上げ分を行政と保護者で折半をする。それから、全額保護者負担とする。それから、全額行政の負担とするという、大きく3つの方法で対応しているようですが、当市ではこの物価高騰を受けて、給食費の見直しについて、どういう方法でやるかも含めて、様々検討はもうされているのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） このたびの物価高騰に伴いまして、給食食材価格も高騰している状況にございます。確かに給食費だけの運営は厳しい状況ではありますが、現時点におきましては給食費改定ということではなく、地方創生臨時交付金の活用などについて内部で検討しているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 地方創生臨時交付金の活用について検討されているということで、これについての具体的な活用方法は、今後、補正予算などで示されるので、どれぐらい給食に充てていただけるのかは、その点で明らかになるというふうには思いますが、ぜひ工夫にも限界があると思いますので、今の東京都内の中での当市の位置づけなども踏まえて、検討いただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

2005年に食育基本法が公布されて以来、給食は栄養バランスや、体の体格などの向上——体位の向上を図ることはもちろんのことですが、むしろ各教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおける生きた教材として活用される大きな教育的意義を有するものとされています。当市の学力向上への取組強化や、学校教育の充実を要望する声は、いまだに多く耳にするところですが、そのような観点から見ても、当市の学校給食の改善は必須だというふうに考えています。現時点での給食の1食単価で工夫するのは、先ほども申しましたが、もう食材の高騰以前から、現場としても限界ではなかったのかなというふうに考えておりますが、今後の給食費の見直しについての市のお考えをお聞かせください。

○教育部長（小俣 学君） 給食費の見直しにつきましては、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、コロナ禍により検討の場が持たないということで、現在中断しております状況でございます。また今年度におきましては、物価高騰により給食費での運営が厳しい中、保護者の皆様の負担増とならないように、交付金の活用なども検討している状況でございますので、今すぐ見直しということは難しいかなというふうに認識をしております。今後につきましては、食材価格の高騰の動向のほか、これまでの給食の量や質、他市の状況等を確認しながら、望まれる給食内容の検討を進めたいと考えてございます。そのことによりまして東大和の給食の魅力を高め、ついでには東大和市の学力向上や、学校教育の充実につながるよう努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○14番（和地仁美君） ぜひ、よろしくをお願いします。

先ほど東京都の教育委員会の毎年の給食の調査のことを例に挙げさせていただきましたが、現在、市内の小・中学校にて赴任されている先生方は、都内の様々な自治体を異動していると思います。そうした先生方に、当市の学校給食についてのアンケートなどを定期的には実施されてるのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教職員を対象としたアンケートにつきましては、少し前になりますが、平成29年の7月に児童・生徒へのアンケートと一緒に実施してございます。その際のご自由意見といたしましては、量がとても多いときと少ないときの差を感じる。彩りがもう少しあると楽しくなるのではないかと。子供たちが喜ぶメニューを増やしてほしい。以前よりメニュー内容は改善されていると感じるなどがございました。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 平成29年に実施をされたということですが、決して「井の中の蛙」にならずに、都内を異動している教師の先生方に、当市の学校給食を評価してもらう機会を定期的に設けることが必要ではないかなというふうに思います。今回の一般質問の通告書を見ますと、何名かの議員が給食費について取り上げていることが確認できてます。保護者との負担割合や、無料にしたほうがいいのかという様々なお考えがあることを私は否定しませんが、今の都内で一番下位の給食費である給食を無料にするということと、その給食自体を充実させるということは、全然別のものだというふうに思っています。

極論、私はすごい豪華なことをしろと言っているのではなく、せめて平均の食費を使って、子供たちに小さい頃、充実した食に触れることができたのは、東大和の学校に行ったおかげだというふうに感じてもらえるような、教材の一部として充実をしていただいた上で、負担についてはその先の話の問題ですから、私が今回取り上げたのは、この物価高騰で、多分食費については保護者負担ありますけれども、給食センターの光熱費も上がっていると思います。様々なことに影響が出ていると思いますので、これは提案なんです、当市の学校給食を教育の中でどういう位置づけにして、どういうことを必ず、何ていうんでしょう、東大和市の給食のあるべき姿というようなものを設けていただいて、先ほども申しましたが、このVUCAの時代で、物価においても、これから大きな変動も考えられますので、例えば使用料や手数料の見直しのように3年に1度など、物価が下がって食材が安くなれば少し安くするとか、もうとても物価が高騰してしまって、この食材では東大和市が定義する学校給食が実現できないとなったら給食費を見直すというような形で、しょうがないんですね、この経済の変動については、それに合わせた形で、もう少し細かく給食費を、あるべき給食が実現できるような内容で見直すというような手法も、検討いただいてもいいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも知り合いのお子さんが、「今日は豚丼だ」と言って、朝、メニュー、献立表を見て喜んで行って、帰ってきて、「どうだった、豚丼おいしかった。」「ニンジン丼だった。」って言われちゃったそうです。栄養面はきちんとやって、栄養面から見たらニンジン食べるのはとてもいいことですが、豚丼だと言われて、ニンジンの間にちょこっと豚肉があるものが豚丼になってしまっているのは、ちょっとかわいそうかなというふうに思いますので、そもそもが低い給食費ですから少し、もう少し検討いただいたほうがいいのかと思いますので、ぜひとも前向きにお取組いただければというふうに思います。

この項は以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） それでは、2点目の人事行政について再質問させていただきます。

市長答弁では、行政ニーズや社会の変化などに対応できる柔軟な発想、向上心を持ち、力を発揮する職員が必要だという課題を挙げていただきました。課題解決への取組については、1年前、同様のことを一般質問で取り上げさせていただいた際とあまり変化はないようですが、前回から1年間たちましたので、それら取組によりどのような変化、すなわち効果が現れたのか、またその効果をどのように測定しているのかについてもう少し詳細に教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 令和3年度も、令和2年度に引き続きまして、コロナ対策、コロナ対応が優先となり、積極的な取組ができなかったのが現状でございます。コロナ対応では、職員の併任ですとか、感染拡大防止に係る事故欠勤など職場負担もございました。ただ一方で、リスク管理ですとか、緊急対応の中で職員の柔軟性、また創意工夫の力が鍛えられたという側面もあると、そのように認識をしております。そうした状況下ですが、東京都をはじめ外部機関への職員の派遣を継続して、職員の能力向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） コロナ禍により、様々、御負担もあったことというふうに思いますが、この危機により、今の御答弁にもありましたように身についたこと、それから一方で浮き彫りになった課題というものもあると思います。今後さらなる課題解決や組織力アップのために、新たに取り組む御予定のものは何かございますでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） ウィズコロナ、アフターコロナへの対応策といたしまして、テレワークの試行について令和3年度末から準備をしております。現在、全庁的な試行を実施しているところでございます。職員のモチベーションのアップ、また管理職の意識変容と職場での実践チャレンジ、そういったものにつきまして外部講師による研修を計画をしています。また、人材育成基本方針の見直しの検討も考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 人材についての求める姿も変わってきていますし、時代への対応という形で人材育成基本方針の見直しについても、手をつけられる御予定ということですので、楽しみにしております。どのような内容になるのか。

一方で、今御答弁で外部講師による研修を計画されているということですが、この研修についてはどのような目的、どういう効果を狙ってお願いして研修を実施するのか、少し内容が明らかになっているようでしたら教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 研修目的といたしましては、業務を減らせないという思考停止の状態から脱却をいたしまして、タイムマネジメントですとか、仕事の効率化、そういったものによって職員が生き生きと働ける職場づくりを管理職が中心となり推進をしていくと。そういった観点で、ワーク・ライフ・バランス、そういう考え方にに基づきながらの研修内容を計画をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） できないって思うと、脳は止まるそうですね。それ医学的にも証明されてるそうです

ので、この業務を減らせないということで、思考停止になってるところを解決する研修、ぜひ実現いただいて、できるというふうに頭が切り替わるような効果を、ぜひ求めてやっていただければというふうに思っております。

採用についてなんですけれども、市長答弁では4月1日付で新卒者7人、既卒者を2人ですか、新たに採用されたということですが、この採用人数というのは、目標採用人数どおり獲得できたということによろしいんでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 採用予定者数につきましては、若干名ということで募集をしております、行政改革大綱に定めます組織定員の範囲内で、退職により足りなくなった部分を採用目標人数と、そのようにして捉えております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 若干名というところで、この採用ができたというふうに理解をしました。それで、今回の採用からテストセンター方式を採用してると思いますが、これはテストで他市と、他の自治体とも一緒に受けれるものという形で、たしか予算委員会か何かで御説明いただいたことを記憶しておりますが、そのテストセンター方式を受験された受験者数、その後、面接などいろいろやられてると思いますが、内定者数、そして最終的に先ほどおっしゃっていただいた人数、採用できてますが、辞退者数はどれぐらいいたのか教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 令和3年度につきましては、7月1日付の採用がございました。その関係もございまして、令和4年4月1日付の採用試験におきまして、こちらテストセンター方式での一次試験、こちらを9月15日から29日の間に行いました。一般事務及び専門職も含めた受験者数は135人、内定者数は16人、辞退者数は7人となっております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 半分ぐらい辞退されてしまったというところでしょうか。このテストセンター方式というものでは、どのようなテストを実施しているのか、そして東大和市としては採用について、そのテスト結果などをどういう点を重視して行われているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） テストセンター方式では、教養試験を実施しております。内容は、いわゆる公務員の専門試験ではなく、民間企業でも実施されている教養試験で、民間企業との併願も可能とすることで、広く優秀な人材の確保に努めてるところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 民間企業でも実施されている教養試験ということでしたが、民間企業が採用している教養試験、様々あると思いますが、多くの企業で利用されているテストにSPIと、本屋さんなどに行くと、そういう就活コーナーにもSPI対応問題集というのがいっぱい並んでますけれども、このSPI、今は第3世代のSPI3になりますが、それをされてるんでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 教養試験におきましては、今議員のおっしゃったSPIを含めて複数の試験がございます。当市では、その中から最適なものということで選択をして実施をしております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 最適なものということで、SPIという御答弁ではなかったのですが、SPIではないのかなというふうに思いましたが、SPIは、いわゆる言語・非言語の、いわゆる学力というか、そういうのと、

あと適性テストという3つの分野を受験することになってるんですけども、主に応用力を試す問題が多いことで有名でして、近年、こちらを採用している自治体が増えているということを報道で目にしました。先ほど教養試験というふうに例えられていたんですが、当市で最適なものとして選んでいるその試験には、いわゆる適性テストの部分というのは、教養だけじゃなくて、何て言うんですかね、人のキャラクターというか、適性テストについても含まれているものなんでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 教養試験と同様に、適性検査も併せて実施をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 適性というところで2015年にですね、東大和市ではコンピテンシーモデルを活用した人材育成などに取り組みましたという形で、A3の当市の職員にふさわしいコンピテンシーは何だという表を、私たちが配布いただいたことを記憶しております。それは、いわゆる適性、ハイパフォーマーを、どういう特性のある人が当市においてはハイパフォーマーかということの、いわゆる指標がコンピテンシーになるんですけども、それについて教養試験の中での適性も図っているということですので、その当市のコンピテンシーモデルというものも採用に活用しているのか。また、そもそもこれ人材育成のほうで活用するという御説明でしたので、育成のほうでもいまだにコンピテンシーを活用しているのか、そして採用の際もそのコンピテンシーに照らし合わせて採用活動を行っているのかについて教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） コンピテンシー、あるべき理想の行動特性ということでございますが、採用におきましても、目指すべき職員像として、要綱の中に「熱意と使命感を持ち、市民とともに東大和の明日を開く職員」ということでお示しをしているところでございます。またチャレンジ精神ですとか、市民協働の意識、向上心など、その中でうたわれている、そういった基準も活用しまして、採用後の人材育成、また人事評価、新規採用職員メンター制度も実施しておりますので、そういった中でも活用しているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 分かりました。いまだにコンピテンシー活用しているということで、最近ではペルソナ、これマーケティングのほうでも、「まち・ひと・しごと」のほうでも1回言わせていただいていたんですが、理想像と照らし合わせてというような形を、採用のほうでも取り入れられてる例もあるというので、当市のほうではコンピテンシー、使ってらっしゃるということで、それで足りてるのならいいんですけども、また様々新たなことも出てきておりますので、ぜひ調査・研究いただいてもいいのかなというふうに思っております。

それで、先ほど採用のところ、不足分の人を採用するという形で、目標としてやられてたということですが、昨年はこの一般質問で、普通退職者の申出が増えるなど、人事管理上の観点から、多摩26市間における職員交流に対し、急遽、エントリーを取り下げたという御答弁がございました。最初、この26市間における職員交流、参加予定だったんですが、ちょっと職員の数が減って対応が難しくなって、急遽エントリーをやめたという残念な御答弁があったことを記憶しております。

この普通退職者数については、市が条例に基づいて公表し、ホームページに掲載されております、東大和市人事行政の運営等の状況というもので確認できますが、平成27年度は2名、平成28年度は4名、平成29年度は4名、平成30年度は8名、平成31年度は2名、普通退職者というふうになっておりますが、令和2年度は一気に増えて13名ということでした。まだ公表されていない、令和3年度の普通退職者数の人数について教えてください。

○職員課長（岩本尚史君） 16名となっております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 13名から、また16名という形で3名、増えたということですね。令和2年度と、では令和3年度の普通退職者の方のうち、退職者がほかの公共団体、市町村、都でもいいですけども、都府県でもいいんですが――に転職した例はどの程度あるのか把握はされていますか。

○職員課長(岩本尚史君) 普通退職に当たりまして、聞き取りの中の状況でございますが、令和2年度は13人中5人、令和3年度は16人中5人ということになっております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 各5名ずつ、まあ聞き取りですのでね、答える義務もありませんので、正確な数字かというところちょっと分かりませんが、お答えいただいた中ではそうだったということだと思います。この他公共団体に転職した理由については、こちらの人事関係のほうではどのように分析をされているのかについて教えてください。

○職員課長(岩本尚史君) こちらも聞き取りの中での状況でございますが、より規模の大きな団体、また就職活動当初に希望していた団体で業務をやりたいということですか、通勤時間の問題などがございます。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) 了解しました。まあ、そうですね。最初、就職活動のときに希望していて、そこで採用されなかったけど、今募集があってもう1回チャレンジしたいという方もいたということでしょうかね。

先ほどコンピテンシーで、当市におけるハイパーフォーマーについての特徴というか、それについて分析をされているということでしたが、このほかの公共団体に転職された元職員の方のコンピテンシーは、その当市で設定しているハイパーフォーマーの指標と合致する部分が多い方だったのかどうかについて教えてください。

○職員課長(岩本尚史君) 当市において、一定の経験の年数、また実績がある職員ですので、そういう意味でも一定のコンピテンシーを満たすと、そのように認識をしております。

以上でございます。

○14番(和地仁美君) じゃ、一定の経験がある方で、実績のある方だったということだと思います。昨今は民間企業では、全てのステークホルダー、要するに全ての関わる人ですよ。企業でいうとお客様、株主、従業員という形になると思いますが、それぞれの幸せには相互関係があるのだから、全てのステークホルダーの幸せを考えて経営することが当然というふうになっています。行政においても同じで、市民の幸せをつくるのは職員の幸せではないかなというふうには私に考えております。

前回の一般質問の最後では、ウェルビーイング経営という形も例に出させていただきましたが、肉体的、精神的、そして社会的な充実を感じていると、作業効率も上がるし、離職率も減るし、様々な点で会社も従業員も幸せだと、そしてお客様も幸せだというような経営が、昨今、それが目指すべき形ではないかというふうに言われております。

地方自治法第2条第14項にある「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という考え方を実現するためにも、一番大きな鍵は職員だというふうには私に思っています。今定例会でも様々な議員から他市の事例や、実現したほうが良いような提言なども出てますが、財源の問題もありますけれども、それを実現していただけるのは職員の皆さんにかかっているというふうには私に思っております。

私、この人事関係は、何回も取り上げさせていただいて、以前にマズローの5段階欲求のことなどで、

どうやったら人間が満足になるかということを考えて、マネジメントしたらどうですかなどということにも触れさせていただきましたが、仕事への満足度は、いかに楽な仕事か、楽しんでもうかればいいということではないというふうに私は思っています。

多くの地方自治体が、要するに行政はそんなに給料の差というのもないと思いますし、基本的な業務は、もう重なる部分が多いと思いますが、そうした中で多くの自治体がある中で、東大和市で職員になることのメリット、ここをステージにして働いたら、とてもいいですよというふうに提供できる職場ということについては、職場としてのアピールですね。そういうふうに誇れる点というのは、どんな点があるんでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） 当市は、日本一子育てしやすいまち、高齢者が活躍できるまちを標榜しており、その志に共感を持った受験生の応募が多くあるというふうに考えております。自然が豊かで、自治体規模もコンパクトであります。また職員同士の連帯感や横のつながりが強く、市民や職員の顔が見えやすいことから、職員の個人の働きがいや、やりがいを実感でき、職員としての多くのメリットがあると考えております。自治体としての魅力と、また働く場としての魅力、こういった点をしっかりと受験生にアピールして、市への愛着心を高めていくことが大事であると認識しております。

以上です。

○14番（和地仁美君） 先ほど壇上でも述べさせていただきましたが、人口が減少しているわけですし、多くの企業、自治体、全ての団体が人材を獲得することに非常に躍起というか、そこに投資をしていくしかないという形になっております。今御紹介いただいた職場としてのアピールというのは、否定するものではございませんが、当市じゃなきゃできないとかね。例えば地方の村、村や町役場なども採用するわけですよ。小さい自治体だから若いうちからこんなことを任せられるんだよという事例を出すとか、そういうなんだろうかね、もう少しイメージの湧くアピールというのが必要じゃないかなというふうに思います。

民間企業でも同業他社ってありますよね。同じ車メーカーで働いても、うちだったらこういうこと、その車が好きだったらしょうがないですけど、働き方という形で、同業他社と人を獲得するのに競争するとき、うちならではというものを見せない、同じ同業他社ですから、同業なわけですから、そういうような視点も、今後行政では人を採用していく上で必要じゃないかなと。それこそ自治体間競争という形になると思います。

ちなみにですね、今も投資をしていかなきゃいけないという、人材投資をするという形になってるという話をしましたが、ちなみに当市の1人当たりの採用コスト、いわゆる採用単価って言いますが、これについては幾らぐらいなのか。やはり学生も少なくなってますので、2019年度の民間企業の採用単価は平均が新卒は93万6,000円、中途採用は1人当たりの採用単価103万3,000円です。これは前の年度から比べると、双方ともに30万円ぐらい上がってますかね。年々、人材獲得には費用はかかるようになってきているようです。当市においては、採用単価は幾らになってるでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 令和3年度の例でございます。この年度、7月採用と翌年4月採用の2回の試験を実施しております。面接官等の人件費を除きました職員採用に係る委託料でございますが、合計で118万4,342円となっております。こちらを全体の採用人数で割り戻しますと、1人当たり5万1,493円と、そのような数字が出ております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 採用経費には内部経費と外部経費、要するに広告掲載料であったり、例えば就職セミナーのブースを借りるお金であったり、インターネットの就職サイトに掲載するといった外部に払わなきゃな

らないお金と、会場費とかもそうですよね。あと内部のいわゆる採用に関係ない先輩が面接に出るとかいった、そういった内部でかかるお金と、2つを足して採用人数で割り返すというのが採用単価ですけれども、行政の場合は会場はいっぱいありますので、そこら辺は企業とは違ってお金はかからないのかなと思います、他市はどうなのかなというふうにも感じてます。

というのは、例えばお隣の立川市さんのホームページを見ると、職員募集のホームページに、お仕事紹介、やりがい紹介の動画が幾つか載ってます。そうすると、どんなお仕事するのかとか、先輩のコメントとか、そういうので、こういうイメージを持っていただける。これに幾らを、立川市さんがかけたのか分かりませんが、そんなこともされていますし、東村山市さんでは就職説明会を新卒向けに2回、開催していて、市役所の仕事紹介から始まり、先輩の何か紹介であったり、いわゆる企業がやってる就職説明会と同じようなことをやられているのかなというふうに思います。

武蔵村山市さんでは、職員採用PR支援チームということで、毎年度、若手8名が組織してプロジェクトチームをつくって、お仕事紹介の何ていうんですかね、PR通信というのを作ってらっしゃって、それをホームページに載せて、応募される方に、うちの市で働くこんなやりがいがありますよとか、先輩紹介であったりとか、そんなようなものをホームページに載せてらっしゃいます。お金をかければいい人が採れるというわけではありませんけれども、東大和市のホームページの職員募集のページを確認しましたが、愛がないです。仲間を迎えるという、あまりに事務的です。動画もないですし、そういった先輩のコメントもないですし、この書類を出す、とにかく事務的です。字だけ。やりがいとかも書いてない。

これはお金をかけるとか、かけないとかじゃなくて、多分実際の職場には職員への愛はあると思うんですが、愛を感じません、仲間を迎えるという。ですので、せっかく当市を受験いただいて、頑張ろうという人が増やそうにしたいというコメントをいただいたわけですから、民間企業はもう昔からやってんですけど、ぜひ行政も皆さんやってるところ多くなっていますので、研究をいただいたほうがいいと思います。それを見ると、既存の職員もそこを結構見るんですよ。どういう人を募集してるのかなと。例えば自分の知らない職員が、こんなこと、「へー」って言って、実はそういう採用のページって既存の職員も見るとですよ。それで気づくことがあったり、ああ、そういうふうに言ってるのか、そういうふう頑張ろうというふうになったり、様々な副産物も生まれると思うので、ぜひ研究をいただければと思います。

日本は欧米と違って、非常に人材の流動性が低くて、1回勤めたら定年まで勤め上げるというのが日本の文化でしたけれども、昨今はもう民間企業では人材の流動性、高まっておりますし、一足遅れになりますけれども、行政でも公務員の流動性は高まっているということは話題になっているところですので、先ほど来いろいろ質問の中で、ほかの自治体に動かされた方がいるとか、そこをどうこうということでもないですし、それは仕方のないことだというふうに思ってますが、だからこそ魅力ある職場となるということは、いい人材が来て、それは市民の福祉の向上というか、東大和市を盛り上げて、市民の満足度を向上させる一番の大本ですので、そこについては、よりもう少し努力をする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、ほかの自治体に転職された方は、別にもうそちらで頑張ってくださいしかないので、どうこうないんですけれども、転職される若手の方というのは、一定程度の年齢で少し自分に自信がある方です。自信があるからほかを受けてみようって思うんですよ、それで採用されるんです。自分にちょっと自信がない、もう少しここで修行しなきゃなという人は転職しません。ですので、そういう人材をできれば手放したくないというふうに思います。また、そういう人が辞めた後の職場への影響も、ぜひケアをしていただきたいと思います。

先ほどコンピテンシーの話で、一定程度の実績がある方だという話でしたので、そういう人が何で異動しちゃうんだろうって、仲間はちょっと不安になります。ですから、そういう点も人事関係の担当の職員、部署のほうではケアをしていただいて、職場のモチベーションを下がらないようにして、新たな課題を解決できるより強い組織を目指していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和4年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、物価高騰に伴う給食費の在り方についてであります。

文部科学省によりますと、小麦など穀物類の価格高騰の影響を受け、自治体から給食費の値上げを避けたいとの意見や、値上げできない場合は、給食の量を減らさざるを得ないといった声が寄せられているそうです。公明党は、既に給食費値上げを決めた自治体もあることから、生活困窮者を中心に生活への影響が出ているとして国に対応を要請しました。その結果、文部科学省は、物価高騰に伴う学校給食費の値上げを防ぐため、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金を活用し、各自治体の判断で保護者の負担増を抑えることが可能だとする事務連絡を发出了。市議会公明党といたしましても、小中学校、保育園、幼稚園等の給食費の負担軽減についてなど、6項目にわたり地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策と、生活支援の拡充を求める要望書を尾崎市長に提出いたしました。

そこで以下、お伺いいたします。

- ①といたしまして、給食費の値上げ等、現在の検討状況について。
- ②といたしまして、小中学校・保育園・幼稚園それぞれの課題について。
- ③といたしまして、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用について。
- ④といたしまして、給食費を1か月間無償にするなど、さらなる支援について。

次に、2点目といたしまして、がん教育の取組についてであります。

「生涯で日本人が、がんになる確率は男性で65.5%、女性で50.2%と、2人に1人以上の割合だ。また年間約38万人の死者数は、人口10万人当たりで米国の2倍。1990年代から減少傾向にある欧米に比べ、増え続けている。これは日本人が、がんの正しい知識を依然として知らないからだ。」と、東京大学大学院医学系研究科、総合放射線腫瘍学の中川恵一特任教授はおっしゃっております。国民の死因、1位であるがんをめぐる、新学習指導要領に基づき、全国の中学校では令和3年度から保健体育の教科書が改訂されるなど、がん教育が本格的に始まりました。また外部講師の活用に関するガイドライン（指針）の改定によって専門医や経験者の話は、がんへの理解を深める上で非常に重要ですが、何らかの資格や認可が必要との風潮が一部にあったため、今回の改定では特定の資格や認定を要するものではないと明記されました。資格などよりも、心を込めて伝えることが最も重要だということだと思います。がんをむやみに怖がったり、誤解や偏見をなくすためにも、子

供たちへのがん教育はとても大切です。子供たちに知ってもらうことで、家族や周囲の人たちの意識変化にもつながります。

そこで、①といたしまして、健康と命の大切さを全ての子供たちに知らせる授業が必要ですが、以下それぞれの取組状況と現状について伺います。

ア、がん教育のプログラムや教材について。

イ、これまで担当した講師について。

ウ、がん教育の充実に向けた、外部講師との連携について。

②といたしまして、ワクチン接種で予防できるがんの学習について、授業の中で正しい知識を身につけることが必要であると考えますが、以下それぞれの市の見解を伺います。

ア、B型肝炎について。

イ、子宮頸がんについて。

次に、3点目といたしまして、HPVワクチンについてであります。

子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス、HPVの感染を防ぐHPVワクチン接種を個別に呼びかける積極的勧奨が、4月から約9年ぶりに再開されました。過去の一般質問でも取り上げ、訴えさせていただきましたが、子宮の入り口付近にできる子宮頸がんは、20から30歳代の女性が発症するがんの多くを占め、国内では年間約1万1,000人がかかり、約2,800人が亡くなっています。HPVは多くの女性が一生に1度は感染するとされるウイルスで、約9割の確率で自然に排除されますが、一部の人は子宮頸部などで感染が長期化し、がん化します。主に性交渉で感染するため、若い世代のHPVワクチン接種が望ましいとされています。厚生労働省によりますと、16歳頃までの接種が最も効果が高いものの、それ以上の年齢でも有効性があり、明らかな安全性の懸念は示されていないとしています。HPVワクチンの安全性については、あくまでも科学的、客観的に評価されるべきものです。今回、最新のエビデンスで積極的勧奨が再開されることとなりましたので、対象となる御本人と御家族に、HPVワクチン接種についての情報提供がスムーズに進むことを期待して、以下、伺います。

①といたしまして、積極的勧奨が再開されましたが、今後の進め方について。

②といたしまして、接種対象者への周知方法や個別のお知らせについて。

③といたしまして、キャッチアップ接種（対象者は平成9年度～平成17年度生まれ）について。

④といたしまして、キャッチアップ接種の対象以前に生まれた方への対策について。

⑤といたしまして、過去にHPVワクチンを1回または2回接種した場合での、残りの回数の対応について。

次に、4点目といたしまして、コロナ禍における東大和市のスポーツ振興（環境）についてであります。

新型コロナウイルスは、私たちの生活に未曾有の事態をもたらしました。スポーツ活動も例外ではなく、様々なスポーツイベント、競技大会が延期、中止を余儀なくされ、日常の運動、スポーツ活動へも大きな影響を及ぼしました。生活は大きく変化し、心の不調、身体へも影響を及ぼしています。市民の心身の健康を守るため、市としてできることを取り組んでいく必要があります。心の健康のために文化芸術、体の健康のためにスポーツ活動という視点がますます大事であります。

そこで、以下、伺います。

①といたしまして、市民がスポーツを楽しめる環境が極めて少なくなっており、改めてスポーツの意義に気づかされましたが、今後の当市のスポーツ振興の展開など、市の見解を伺います。

②といたしまして、健康増進・認知症予防、介護予防など、運動予防医療として、また、多世代交流やコミュニティづくりのため、ウォーキングサッカーを健康づくり施策に取り入れてはどうかと考えますが、市の見解を伺います。

最後に、5点目といたしまして、御遺族支援（おくやみ）ワンストップサービスについてであります。

内閣官房IT総合戦略室では、デジタル・ガバメント実行計画の一環として、死亡・相続ワンストップサービスを推進しています。これを受けて、死亡手続に関する総合窓口である、おくやみコーナーを設置する自治体は、僅か3年間で約28倍に急増していますが、多くの自治体では設置されていないのが現状です。御親族をはじめ身近な方が亡くなられるのは、つらく悲しいことです。そのような中、死亡に関連する手続は多岐にわたり時間もかかります。御遺族の皆様には御負担も多く、何とかならないのか、ワンストップでできないのかなど、多くの声が寄せられています。

そこで、①といたしまして、家族が亡くなった際の手続は、御遺族は悲しみの中で行われなければなりません。手続ごとに異なる窓口を回り、申請書には何度も同じ内容の記載を求められ、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっています。

そこで、以下、お伺いいたします。

ア、当市に提出される死亡届の年間件数について。

イ、死亡に伴う手続の申請書は何種類あり、提出先は幾つの窓口に分かれていますか。

ウ、死亡に伴う申請手続の流れと所要時間について。

エ、先進的に「御遺族支援（おくやみ）コーナー」を実施している自治体では、事前予約をして、手続に必要な申請書を一括して作成するワンストップのサービスを実施していますが、このような支援は市民・御遺族にとってどのようなメリットがありますか。

オ、御遺族の負担が軽減でき、窓口業務の時間削減にもつながる「御遺族支援（おくやみ）コーナー」が当市でも必要であると考えますが、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、物価高騰に伴う給食費の値上げ等、現在の検討状況についてであります。小・中学校の給食費及び保育施設等の副食費につきましては、物価高騰に伴い、直ちに保護者の皆様の負担が増えることがないよう、検討を進めているところであります。

次に、小・中学校の給食費及び保育施設等の副食費の課題についてであります。物価が高騰している中で、保護者負担を増やさず、これまでどおり栄養価が高く、おいしい給食を子供たちに提供していくことが課題であると考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてであります。国は、コロナ禍におきまして、原油価格や電気・ガス料金を含む、物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地方公共団体が実施できるよう、地方創生臨時交付金として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設しました。当市におきましても、この交付金について2億4,000万円の限度額が示されているところであります。この交付金の活用にあたりましては、学校給食費等の負担軽減や、事業者に対する燃料費高騰の負担

軽減など、国から示されました活用例を参考としながら、1日でも早く、市民の皆様、事業者の皆様のために活用できるよう、全庁的な調整を進め、本議会において補正予算による対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、物価高騰に伴う保護者への給食費の支援についてであります。現在、保護者への給食費の支援につきましては検討しておりませんが、子供たちに必要な栄養価を確保するため、今後の物価高騰の状況等も踏まえながら、適切に対応してまいります。

次に、がん教育についてであります。がん教育のプログラムや教材につきましては、国が策定した、がん対策推進基本計画を踏まえ、指導しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ワクチン接種で予防できるがんの学習についてであります。B型肝炎及び子宮頸がんにつきましては、中学校の保健体育科の「がんの予防」という単元で学習しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、HPVワクチンの今後の進め方についてであります。国の通知では、1点目として接種対象となる方へ予診票等を個別に送付し、接種の勧奨を実施すること。2点目として、接種機会を逃した方に対しても、予診票等の個別送付により接種を勧奨し、キャッチアップ接種を実施すること。3点目として、定期接種の期間後に任意で接種された方に対しましては、償還払いを実施することが示されておりますが、この3点につきましては、区市町村の取組とされております。市としましては、国の通知に基づき、取組を適切に進めてまいります。

次に、接種対象者への周知についてであります。接種対象者への周知につきましては、令和4年度に接種対象となる小学6年生から高校1年生相当の女子、約1,800人の保護者の皆様へ、接種の案内及び予診票などの個別通知を送付いたしました。

次に、キャッチアップ接種についてであります。ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種につきましては、生年月日が平成9年4月2日から平成18年4月1日までの女性、約3,000人を対象者として見込んでおり、今後、接種の案内及び予診票などの個別通知を送付する予定であります。

次に、キャッチアップ接種の対象以前に生まれた方への対策についてであります。平成9年4月1日以前に生まれた方につきましては、今回、国の通知においてワクチン接種等の対象となっていないことから、子宮頸がんの予防としましては、子宮頸がん検診を定期的に受診することが必要となります。ワクチン接種の対象にならない方につきましては、子宮頸がん検診の重要性について、引き続き適切な情報提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、過去にHPVワクチンを1回または2回接種した場合の残りの接種についてであります。HPVワクチンは合計3回接種することとされておりますことから、1回接種したことがある方は、残り2回を接種し、2回接種したことがある方は、残り1回接種するとされております。

次に、コロナ禍における今後のスポーツ振興の展開についてであります。スポーツの取組や鑑賞を通じてもたらされる喜びや感動は、私たちが豊かな生活を営む上で欠かすことのできない要素であり、スポーツが持つ役割は今後ますます重要になるものと認識をしているところであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、今もなお、収束の見込みがつかない状況にございますが、全てのスポーツ事業を中止するのではな

く、実施方法に創意工夫を凝らすなどして、市民の皆様のためのスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、ウォーキングサッカーを健康づくりの施策に取り入れることについてであります。ウォーキングサッカーは、接触プレーを行わず、歩いて行うルールのもと、性別の違いやサッカー経験の有無にかかわらず、子供から高齢者まで、あらゆる世代の方々が一緒に楽しめるスポーツとして注目されているところであります。現在、市では、ウォーキングサッカーについて、具体的な取組の予定はありませんが、気軽に取り組むことができるウォーキングサッカーは、世代間交流やコミュニティーづくり、健康増進や介護予防などにおいて、一定の効果があるものと認識をしているところであります。

次に、窓口における死亡に伴う手続についてであります。当市に提出された令和3年度の死亡届の件数は856件であります。

次に、死亡に伴う御遺族等の手続についてであります。主な窓口といたしましては、市民課、保険年金課、介護保険課、地域包括ケア推進課等がございます。御遺族に必要な手続につきましては、死亡届の提出のほか、亡くなった方が利用していた制度や、世帯の状況等の条件に応じ、様々なケースが考えられることから、手続の種類、申請書の数、窓口の数を一律で捉えることは困難であります。

次に、死亡に伴う申請手続の流れと所要時間についてであります。市では御遺族が死亡届を提出する際に、死亡に伴い必要となる手続を記載した冊子をお渡ししており、この冊子にある一覧表をもとに、各課で必要な手続を行っていただいております。亡くなられた方や御遺族の状況により、必要な手続が異なりますが、市役所の滞在時間は、数十分から数時間程度と認識しております。

次に、事前予約によるワンストップサービスのメリットについてであります。市が予約を受けることにより、事前に必要な手続の絞り込みや、各課における準備を進めることが可能となるものであります。これにより、遺族におかれましては、手続に必要な窓口や手続内容を把握する手間が減り、市役所の滞在時間が短縮されるなど、心理的、身体的な負担が軽減されるメリットがあるものと認識しております。

次に、「御遺族支援（おくやみ）コーナー」の必要性についてであります。市といたしましては、窓口に来られた方の様々な手続における負担を軽減し、何よりも御遺族の気持ちに寄り添うことが必要であると認識しております。「御遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置につきましては、専任職員の配置、事務スペースの確保、他部署との横断的な連携及び経費面などに課題がありますことから、それらを踏まえ、今後、研究すべき内容であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、がん教育の取組について御説明を申し上げます。健康と命の大切さを全ての子供たちに知らせる授業の取組状況等についてであります。がん教育のプログラムや、教材につきましては、小学校の保健及び中学校の保健体育科において、生活習慣病の予防等について学ぶ際に、がんについても扱っております。また総合的な学習の時間の調べ学習や、道徳科での題材等でも扱い、命の学習と関連させながら理解を深める学校もございます。扱う教材につきましては、教科書のほかに、東京都が作成しております。がん教育に関するリーフレットなども参考としながら、児童・生徒の実態に応じた指導を行っております。これまで担当した講師につきましては、養護教諭や医師、薬剤師等とも連携して指導を行っております。がん教育の充実に向けた外部講師との連携につきましては、今年度、東大和市の医師会と連携し、全中学校でのがん

教育における外部講師として関わっていただき、内容の充実を図っていくこととしております。

次に、ワクチン接種で予防ができるがんの学習に関して、授業の中で正しい知識を身につけることの必要性についてであります。B型肝炎及び子宮頸がんにつきましては、中学校第2学年の保健体育科の学習である生活習慣病などの予防の中のがんの予防を中心に学習しております。がんの予防につきましては、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身につけることが有効として、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することが重要であるとされております。また国のがん教育推進のための教材では、ウイルスの感染が原因となるがんには、ワクチン接種により予防することができるものもあるとして、子宮頸がんの予防に関するワクチン接種について触れております。今後、外部講師を活用した発展的な学習等において扱うことも考えているところであります。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、物価高騰に伴う給食費の在り方についてでございます。

①給食費の値上げ等、現在の検討状況について伺いますが、小・中学校の給食の場合、光熱水費や人件費は公費で賄われ、給食費は全て食材費に使用されているというふうに思いますが、学校給食の食材においては、物価高騰の影響をどの程度受けているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食食材における物価高騰の影響についてでございますが、野菜につきましては平均して25%程度上がっており、一番上がったのはタマネギで、昨年は1キロ当たり120から130円程度ございましたが、今年は400から600円になってございます。ほかに肉・魚は6.5%、パンは約5.5%、牛乳が約1.7%、その他、油等が約4%値上がりしており、全体としては約7%上がっている状態でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。6月に入りまして、さらに高騰している食材などが増えているかと思いますが、全体的に食材が高騰しているということは、今までと同じ給食を提供するのは難しいのではないかというふうに考えますが、その辺りはどう対応してるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） ただいま議員から御指摘がございましたとおり、食材が高騰した際に、同じ献立でということは非常に厳しい状況にございます。限られた給食費の中で、価格が安定した食材を使用する献立の検討や、例えば鶏もも肉を使うところをむね肉にして、味つけで対応したり、生の果物の代わりに、同じようにお子様が好きなたまごなど、そういったもので対応しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） いろいろと御苦労いただいているかと思えます。ありがとうございます。

それでは、②の小中学校・保育園・幼稚園それぞれの課題についてに移りますが、物価高騰について保育園等から、市に対して何か相談などはありましたでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 現時点におきまして、物価高騰により安定的な保育サービスの提供について危惧す

るような相談はございませんが、一部の施設では、光熱水費や食材料費の高騰を受け、予算の見直しを検討しているお話がございました。そのことから、市のほうとしましても、一定の支援の実施について検討をしていくところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

では、③の新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用についてに移ります。

これまでの新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、ロシアのウクライナ侵攻の影響による物価高騰によって、市民生活や中小事業者の事業運営に大きな影響が及ぶことが懸念されています。食材の高騰については、学校給食や保育園の副食であります。育ち盛りの子供たちの給食水準を工夫だけで維持するのは限界となっております。おいしい給食の質を維持しながら、給食費を据え置くために、ぜひともこの交付金を活用していただきたいというふうに思います。また原油高騰による影響、とりわけガソリンや、ガスなどの燃料を多く使う中小の事業者の影響が懸念されます。これらの事業者の負担軽減を図るべきというふうに考えます。障害福祉サービス事業所や、介護サービス事業所は、送迎のための燃料費、電気、ガスの高騰に加え、食材の高騰などの影響を受けていると聞いています。安定的な事業継続のため、この交付金を活用した支援が必要というふうに考えます。お話しできる範囲で構いませんので、これらのことについて市の認識を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 食材の高騰によりまして、給食の現場では、食材の調達に大変御苦労されてると聞いてございます。こうした実態から、国は交付金の活用例として、学校給食等の負担軽減を位置づけているものと考えてございます。また燃料費の高騰も目をみはるものがございます。国の交付金活用例には、事業者に対する燃料費高騰の負担軽減ということが盛り込まれております。交付金の名称が、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分とされております。この趣旨を踏まえ、国の活用例を参考としながら、真に必要なところへ1日も早く交付金の効果が届くよう、本議会最終日に補正予算を提案すべく、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いをいたします。

地方創生臨時交付金の活用方法については、保育園や幼稚園も対象となっておりますが、保育施設等に対する具体的な検討状況について、お聞かせいただけますでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 保育施設に対して、今年度において保護者への経済的な負担増を実施しないことを前提としました。保育施設運営費に対する助成金を検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 対象とする施設は、どのようになる見込みでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 認可保育園と認可施設、幼稚園及び認証保育所を含む認可外保育施設を対象とする方向で検討してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、助成金の金額はどの程度を考えているのか教えていただけますか。

○保育課長（関田孝志君） 具体的な金額につきましては検討中でございますが、施設の定員規模に応じて、金額を設定することを考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

④に関しましては、なかなか難しいという市長の先ほどの御答弁でございましたが、日本一子育てしやすいまちを目指している東大和市でございますので、何かこうインパクトのある、この事業展開を期待いたしますので、御検討のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、1番に関しては終了をいたします。

次のがん教育の取組についてに移ります。

コロナ禍においても、国民の死因の1位であるがんの検診を受けることは必要であり、がんについて正しく理解するがん教育の重要性を改めて実感するところです。子供たちが、がんに対する正しい知識や、命の大切さを学ぶがん教育の取組について伺わせていただきます。

まずは、①健康と命の大切さを全ての子供たちに知らせる授業についてでございますが、保健はこの体育とセットにされ、授業時間が確保されにくいような、このイメージがございます。現状ではどのくらいの時間が確保できているのかなど、がん教育の実施状況、現状についてお伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） がん教育の実施状況、現状につきましては、小学校では主に第6学年の保健の授業の中において2時間程度、そして中学校では、第2学年の保健体育科において、二、三時間程度実施しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 中学校では、新学習指導要領に基づき、昨年度より保健体育の教科書が改訂され、がん教育が本格的に実施されたと伺っております。本格実施されたがん教育の変更点や、このポイントについてお伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） がん教育の変更点やポイントにつきましては、目標と内容の一貫性が図られたことや、学年や単元間の系統性が図られたこと、さらにはがんについての内容がより明確に、保健体育の中に位置づけられたことなどが挙げられます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 第3期がん対策推進基本計画には、がん教育、がんに関する知識の普及啓発について、より一層効果的なものとするため、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用し、子供にがんの正しい知識や、がん患者、経験者の声を伝えることが重要であると示されております。新型コロナウイルスの影響による検診控えや受診控えが増加し、診断の遅れが懸念されておりますが、若い頃から早期発見、治療の大切さを学ぶことはとても重要であり、外部講師を活用したがん教育は、子供たちを通して家族への啓発にもつながり、とても効果的であるというふうに考えます。

先ほどの教育長の御答弁では、今年度より全中学校において医師会と連携したがん教育を進めていくとのことでしたが、効果的な外部講師の活用と留意点についてお伺いいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 効果的な外部講師の活用につきましては、がんに関する科学的根拠に基づいた理解を狙いとした授業の場合、専門的な内容を含むため、医療従事者による指導が効果的であると考えられます。また健康や命の大切さを狙いとした場合は、がん患者やがん経験者等による指導も効果的であると考えられます。留意する点につきましては、学校が主体となって企画運営を行うとともに、講師の専門性が十分に生かせるよう指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと、外部講師を活用したがん教育を実施することが大切であります。また家族や親族にがんの人がいる場合もございますので、実施対象の児童・生徒自身、そして家

族環境等にも配慮することが重要であると認識しております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。外部講師を活用した、このがん教育は、子供たちに正しい理解を伝えるため、また命の大切さを伝えるためにも、とても有効であるということでもあります。そして、やはりこの注意をしなくてはいけないのが、今おっしゃられましたけども、家族や周りの人に闘病生活をしていたり、また亡くなられた方がいる場合でございます。十分にその辺は配慮を、また心を配っていただきたいというふうに思います。

では、②のワクチン接種で予防できるがんの学習に移りますが、日本対がん協会のがんサバイバーの職員、外部講師の活動レポートを拝見させていただいたのですが、その中に中学2年生の女子生徒も、対象になるHPVワクチン接種についても説明、子宮頸がんの予防に有効とされる一方、接種後に発熱、痛みや腫れ、湿疹などの副反応がまれに起こることがあると。メリットとデメリットを知った上で、接種するかしらないかを判断するようアドバイスしましたというふうにありました。外部講師の言葉には、非常に重みがあるというふうに思いますので、プログラムに入れていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 今議員からお話がありましたとおり、外部講師による言葉や説明には重みがあり、大きな効果があると思います。今後、発展的ながん教育として充実していけるよう、外部講師の活用について努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

ワクチン接種で予防できるがん学習に関しては、教材として扱えるような、この資料等が多くあるかというふうに思います。そのような資料等を学校へ情報提供ができるのかどうか、お伺いをいたします。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 外部講師を活用した発展的な学習等において扱うこともできるよう、ワクチン接種に関する資料等について、校長会等を活用して情報提供をしてみたいと思います。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） よろしく願いをしたいと思います。

この項、最後に、厚生労働省の冊子「HPVワクチンについて知ってください」に、国立がん研究センター、がん情報サービス、2018年全国推計値に基づく累積罹患リスク、2019年累積死亡リスク、2019年人口動態統計がん死亡データより、これ一クラス約35人の女子クラスとして、換算した場合というものが出ておりました。一生のうち、子宮頸がんになる人は1万人当たり132人で、二クラスに1人くらいの割合だそうでございます。そして、子宮頸がんで亡くなる人は1万人当たり34人で、10クラスに1人くらいの割合になるそうです。そう考えますと、非常に罹患率が高いように感じます。それでは、子宮頸がん検診の受診数と、死亡率などについて、分かる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

- 健康推進課長（志村明子君） 当市におけます子宮頸がん検診の受診者数、ここ最近でございますけれども、平成31年度は1,310人、令和2年度は955人、令和3年度は1,245人となっております。検診対象となる方のうち、受付期間内に申込みをされた方、全てに検診票、受診票をお送りしております。また死亡率についてであります、東京都のホームページによりますと、75歳未満年齢調整死亡率、これは年齢別の人口の偏りを是正して直した死亡率になりますけれども、それによります子宮頸がんの死亡率につきまして、平成31年は全国値が5.1%、東京都が4.9%、当市は2.1%となっております。また令和2年につきましては、全国値が5.0%、東京

都が5.1%、当市は2.1%となっております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。やはりこの子宮頸がんが予防できる、このHPVワクチンが大事だなというふうに思うわけでございますけども、がん教育イコールがんの知識教育といった面だけではなく、この命を育むといった、まさに自分の命も大事、他人の命も大事といった人間教育の根幹をも学べる授業となり得ると考えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次のHPVワクチンについてに移ります。

幾つか確認をさせていただきたいのですが、まず今年度の接種対象者には、既に個別通知を発送したとの市長の御答弁でございましたが、キャッチアップ接種の対象者への個別通知等、今後の予定について、分かる範囲でお聞かせください。

○健康推進課長（志村明子君） キャッチアップ接種の対象となる方への個別通知等、今後の予定についてであります。予診票の印刷など、準備が整い次第、できるだけ早い時期に送付したいと考えております。また個別通知発送前に、キャッチアップ接種を希望される方に対しましては、市公式ホームページにおいて予診票をダウンロードし、活用していただくことについて掲載しております。また、その旨を協力医療機関等に対して通知をしております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。私も公式ホームページのほう、確認をさせていただきました。よろしく願いいたします。

そちらのほうにも、指定の予防接種実施医療機関というのが、市の公式ホームページに掲載をされておりましたが、副反応が起きてしまった場合の医療機関や対応について、お聞かせいただけますでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 接種後に副反応等が生じたときの対応であります。まずは接種を受けた医療機関など受診することをお勧めしております。また診療を行う医師の判断により、国が指定するHPVワクチン接種後に生じた症状の診療に協力する医療機関が紹介される場合もあります。このほかに国は、全国を7ブロックに分け、この協力医療機関の中から地域ブロック別に拠点病院を設け、HPV感染症の予防接種に関する相談支援、医療体制の強化を図るとしているとのことであります。東京都におきましては、この協力医療機関が4か所、地域ブロック拠点病院が1か所、国から指定されております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。担当する病院の対応によってかなり違うというような話も伺いますので、ぜひそちら、その辺の御対応もよろしく願いをしたいと思います。

HPVは、性交渉によって感染をします。米国や英国などでは、多くの国では公費で男性への接種も行われております。その辺りの情報など、お持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 令和2年12月4日に開催されました、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会の議事録によりますと、HPVワクチンのうち、ガーダシルというワクチンについて、男性に対する尖圭コンジローマ、また男性及び女性に対する肛門がん及びその前駆病変の予防について、有効性及び安全性が示されたことによる薬事承認の一部変更申請について、この部会で協議をされ、協議の結果、承認して差し支えないとの判断が出され、承認が可決されております。現在、ガーダシルにつきましては、男性も任意接種として接種することが可能となっており、接種回数は定期接種と同様に3回接種することとなっております。

また海外の情報についてであります。この議事録によりますと、海外でのガーダシルの承認については、令和2年8月の時点では131の国または地域で承認されており、そのうち男性に対する適用は、102の国または地域において承認されているとのことでありました。また外国では、男女同様に子供に接種する扱いになっていると説明されております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 詳細にありがとうございます。私の主治医も、先日、打ってきたんだというような話をしておりました。「男性に打つの非常に大事だから、よろしく頼むよ」ということを言うておりましたので、市で何かできるわけではないかと思えますけれども、しっかりと見ていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

先ほどの市長の御答弁では、定期接種の期間後に、任意で接種された方に対しては償還払いを実施することとありましたが、接種証明や領収書などを提示すれば、払い戻していただけるというふうに解釈してよろしいのか伺います。

○健康推進課長（志村明子君） 市ではキャッチアップ接種の対象者の方のうち、HPVワクチンを既に任意接種として接種された方に対する接種費用の償還払いにつきましては、国が示す任意接種償還払い要綱を参考に、今後、市におきまして要綱の策定の事務を進めてまいります。国が示す要綱におきましては、償還払いの申請及び支給の方法につきまして、接種記録の確認できる予診票や母子健康手帳などの書類や、領収証など実費を払った事実が証明できる書類の添付が必要とされております。市におきましても、この内容に準じて要綱の内容を定めたいと考えております。この償還払いに関する事務につきましても、今後、速やかに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） そうしますと、過去に1回または2回、自費で接種した場合でも、この領収書などの条件が整えば、3回とも公費で実施できるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 3回の接種のうち、1回目、2回目は任意接種として、既に接種した場合には、接種記録による接種についての確認後に、3回目の接種を公費で受けていただくこととなります。また任意接種となった1回目、2回目の接種に要した費用につきましては、その接種記録の確認と領収書の提出等により、償還払いの対象になると認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。このHPVワクチンに関しては、質問は以上となります。

先ほど壇上でも述べましたが、このHPVワクチンの安全性については、あくまでこの科学的、客観的に評価されるべきものです。今回、最新のエビデンスで、積極的勧奨が再開されることとなりましたので、対象となる御本人と御家族にHPVワクチン接種についての情報提供がスムーズに進むことを期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4番のコロナ禍における東大和市のスポーツ振興（環境）に移らせていただきます。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクの着用、消毒の徹底、3密の回避、そして大型イベントの相次ぐ中止や規模の縮小、公共施設の臨時休館など、私たちは様々な場面で、これまで経験したことのない日々を強いられることとなりました。当市で予定されていた多摩湖駅伝大会、市民体育大会、ロードレース大会なども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から相次いで中止となり、また体育施設等の

臨時休館や、利用時間の短縮なども影響し、スポーツを楽しみたくても、スポーツを楽しめる環境が少ない、団体によっては、組織の存続すら厳しいというような話を耳にすることがあります。このようなこともあり、今回の一般質問に当たり、私自身、改めてスポーツの意義について考え、気づかされる機会となりました。このままの状態が継続するとスポーツ人口が減少し、ひいてはスポーツそのものが衰退してしまうおそれもあるのではないかと心配しているところであります。

そこで、お伺いいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、令和4年5月22日をもって、リバウンド警戒期間が終了となり、いよいよ事業の実施に向けて明るい兆しが見えてきたわけですが、主立ったスポーツのイベントといたしまして、令和4年度における多摩湖駅伝大会、市民体育大会、ロードレース大会について、現時点での実施予定等を改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 令和4年度におけます多摩湖駅伝大会、市民体育大会、ロードレース大会の現時点での実施予定についてであります。令和4年度のスポーツ振興に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を確認しながら、事務を進めることに違いはございませんが、多摩湖駅伝大会、それから市民体育大会につきましては、令和4年4月28日に市、それから教育委員会、そして特定非営利活動法人東大和市体育協会の3者で主催者会議を行い、実施することについての確認を行い、市主催のロードレース大会と併せて事務を開始したところであります。このうち多摩湖駅伝大会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に加え、多摩湖の堤体強化工事に伴う影響といたしまして、これまでの多摩湖周回コースを変更して対応する必要があります。6月中旬からおおむね月1回程度、予定で開催をいたします実行委員会において、実施方法等、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。令和4年度の大摩湖駅伝大会と、この市民体育大会につきましては、既に主催者において会議が行われ、この実施に向けて事務を開始されたとのことでございました。実施に当たりましては、当然にして新型コロナウイルス感染症の感染状況等を確認しながら、この事務を進めることになるだろうかとというふうに思いますが、大会等の実施等における感染対策について、現時点で考えることがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 大会等の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症の対策ということでもありますけれども、具体的な検討につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今後、開催を予定しております実行委員会等において検討を行うこととなります。現時点で、事務局で想定をしていることといたしましては、いずれも密を避けるための方策となりますけれども、まずエントリーの数を減らすことですね。それから、記録証をウェブで配信すること。また、ナンバーカード、ゼッケンですね、それとか参加賞、こういったものを郵送で送付するといったものがございます。しかしながら、これらの感染症対策につきましては、大会の種別ですね、それから経費等の問題から実施が難しい、または実施ができないといった状況も考えられますので、今後、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。大会等の実施に当たっては、これまで必要がなかったこの感染症対策が必須となり、事務の負担、また金銭面での負担も大きいかとは思いますが、参加者の安全・安心を第一に考え、御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、もう一つ、この懸念される事項といたしまして、この人事異動等により経験のある職員が異動してし

まい、これまで培われてきたノウハウや経験が失われる、または経験のないまま次の職場に異動してしまうといったような、この不安材料があるかというふうに思います。対応状況等、お聞かせいただけますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 人事異動等により経験者が異動し、これまで蓄積されていたノウハウ、それから経験等が失われてしまうということにつきましては、事業主管課といたしましても、大きな課題、懸念ということで受け止めているところであります。一方で、定期的な人事異動は、組織の活性化であったり、人事交流の面からも必要とされ、このたびの新型コロナウイルス感染症を起因とするイベントの中止について言えば、生涯学習課のみならず、多くの課であったり、多くの組織が抱える問題であるというふうに認識をしているところであります。引継ぎの資料を確認することはもちろんでありますけれども、過去の資料を読み解き、また経験者からのアドバイスをいただいたり、そして先ほど来、申し上げますとおり、特定非営利活動法人東大和市体育協会、それから東大和市陸上競技協会、その他スポーツ関係団体等の協力もいただきながら、事務に遺漏のないよう大会等の実施に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。コロナ禍の空白のこの2年から3年という月日は、本当にこのスポーツ振興、スポーツ界にも、大きな影響を及ぼしたものと改めて痛感させられました。先ほど来、市のスポーツ行政の苦勞につきましても、いろいろとお伺いをしたところでございますが、この状態が続くと、私といたしましては、地域で活動されているスポーツ団体も先細ってしまい、最終的には地域スポーツ振興そのものが衰退してしまうのではないかとこのように、心配してるところでございます。地域スポーツ団体の現在の状況等、何かこの市のほうで把握されてることがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 地域スポーツ団体の活動状況などについてでありますけれども、体育協会をはじめとする地域スポーツ団体におかれましては、これまでの度重なる新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言、それから体育施設等の臨時休館、利用時間の短縮などの影響により、様々制約を受ける中で、相当の御苦勞があったというふうに考えているところであります。一方で、先日、体育協会の役員の方とお話をさせていただく機会がございましたが、ここ2年間、書面で実施をしておりました通常総会については、令和4年度にあつては対面形式で、やっとな実施することができ、令和4年度こそは実施できる事業を一つでも増やしていきたいということで、お話しも伺っているところであります。市といたしましては、地域スポーツ団体の活動なくして、市のスポーツ振興は図れないというふうに考えておりますので、引き続き必要な支援等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いをいたします。

令和4年度、数多くのこのスポーツイベントが実施できるよう、私自身も期待を込めて今回質問をさせていただきました。二、三年という空白を空けての実施ということもあり、再開となれば参加者の期待も大きいものというふうに思われます。伝統ある大会等の実施に向けて、御尽力いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の項目のウォーキングサッカーに移らさせていただきます。ウォーキングサッカーは、イギリス発祥のスポーツで、名前のおり歩いてプレーし、身体に負担をかけず誰もが取り組めるスポーツでありますことから、海外ではシニア世代を中心に活動が行われてるようでございます。先ほど市長のほうからは、現

在、市におかれましてはウォーキングサッカーについての具体的な取組予定はないとのことでしたが、世代間交流や、コミュニティーづくり、健康増進や介護予防などにおいて、一定の効果があるものと認識している旨、御答弁をいただいたところでございます。とりわけルールが簡単で、激しい接触プレーを行わないウォーキングサッカーは、身体に強い負担や負荷をかけないことから、健康スポーツとしての領域で注目されてるものと認識しています。

そこで、お伺いいたしますが、市では健康増進、介護予防といった施策の推進が進められておりますが、それぞれの領域にウォーキングサッカーを取り入れてみてはいかがかというふうに思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○健康推進課長（志村明子君） 現在、市におきましては、健康増進及び介護予防を目的に、健康ウォーキングマップや、元気ゆうゆう体操などを中心に、身体活動に関する取組の推進を図っているところであります。このことから、現時点ではウォーキングサッカーに取り組む予定はございませんが、ウォーキングサッカーは、運動習慣のない方や、体力に自信のない方にとりましては、取組やすいスポーツである一方で、実施するにはチームの編成や指導者及び運動場の確保など、多岐にわたる課題があると認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。健康増進、介護予防といった施策に焦点を当てて質問させていただきました。ウォーキングサッカーについては、イギリスにおいて55歳以上の高齢者の健康のために行ったのが、現在のルールの原点とも言われております。メジャーなスポーツと比べると、ウォーキングサッカーはまだまだなじみの薄いスポーツではありますが、これからの時代に見合ったスポーツであると受け止めているところでございます。現時点では、健康増進、介護予防といった視点では、ウォーキングサッカーに取り組む予定はないということでしたが、ウォーキングサッカーの認知度を上げるという意味で、まずは市においてウォーキングサッカーの普及・啓発というところから取り組み始めていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） ウォーキングサッカーの普及・啓発についてであります。把握できております範囲において、当市でウォーキングサッカーが行われたといったことは、お聞きしたことはございませんけども、令和3年度、東京都のスポーツ推進協議会というところで、ニュースポーツ研修会といたしまして、区市町村のスポーツ推進委員を対象としたウォーキングサッカーに関する研修会が行われたことがございます。研修会の当日、当市は市主催のほかのイベントと重なっておりまして、委員を研修会に派遣することはできませんでしたが、研修会の報告資料等を回覧するなどして、研修情報の共有を図ったところであります。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツイベント、それから大会実施時における事業の協力に加えまして、ボッチャであったり、ラダーゲッターといったようなニュースポーツの指導、それからスポーツ全般の普及啓発といった活動も行っておりますので、今回のウォーキングサッカーにつきましては、御提案として受け止めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。まずは、このニュースポーツとして、ウォーキングサッカーについての取組を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問では、コロナ禍で大きく制限を受けたスポーツ振興、スポーツ環境について取り上げさせていただきました。とにかく、必要以上に家を出ることができずに、体を悪くしてしまっている方や、外との交

流が面倒くさくなってしまう方が、せめてこのコロナ前のように、人と会うきっかけになり、体を動かしながら、笑顔があふれる東大和市になりますことを期待して、次の項目に移らせていただきます。

それでは、最後の項目、御遺族支援（おくやみ）ワンストップサービスについてでございますが、通告書にも書かせていただきましたが、御家族が亡くなった際の手続は、御遺族は悲しみの中で行わなければなりません。手続ごとに異なる窓口を回り、申請書にも何度も同じ内容の記載を求められ、手続そのものの負担だけでなく、心の負担にもなっています。多くの市民の方から、手続は役所だけではないし、時間がかかり過ぎるとのお声をいただいております。何とか解消できればと思います、質問させていただきます。

まずは、アの死亡届の年間件数についてでございますけれども、令和3年度の死亡届の件数は856件と、市長の御答弁にございましたが、手続のために市役所に訪れる御遺族の方も、同様の件数と見ていいのかどうかお伺いをいたします。

○市民課長（長井素子君） 死亡届の件数は、当市に届出があった件数で、他の自治体にお住まいの方も含まれております。また当市にお住まいの方が、他の自治体に届出される場合もございます。令和3年度にお亡くなりになった市民の方は932人のため、手続が必要な件数と見ますと932件でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 年間でかなりの人数の方が、手続があるというふうに理解をいたしました。

それでは、イトウにもまたがりますが、手続を行う窓口の数につきまして、亡くなられた方の状況により、手続の種類や書いていただく申請書も異なるとのことですが、例えば先ほど市長の御答弁にありました主な窓口として挙げられた課の窓口などを回った場合については、どのような手続があるのか、お聞かせください。

○市民課長（長井素子君） 主な窓口として挙げました市民課、保険年金課、介護保険課、地域包括ケア推進課では、死亡届の提出、健康保険証、葬祭費、介護保険証に関する手続などがございます。相続人代表者指定届など、税に関する手続も加えますと、おおむね6つの窓口で手続をしていただくこととなります。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） おおむね6つの窓口で手続があり、またその方の事情によっては、それ以上になることというふうに思います。悲しみの中にある御遺族にとって、やはり御負担になるというふうに思われます。死亡届提出の際に、冊子をお渡しし、御遺族の方はその冊子にある一覧表をもとに手続を行っている、市長の御答弁にありましたが、そのことについてもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 令和2年6月より、死亡届の提出の際、おくやみガイドブックという冊子をお渡ししております。ガイドブックには、おくやみ手続き一覧という一覧表があり、必要な手続や手続期限、担当課などを御確認いただけます。死亡届の提出は、代理の方により行われることが多く見受けられ、御遺族の方は市役所への手続に先立ち、代理の方からガイドブックを受け取り、手続内容を確認して来庁されることも多く、各窓口において比較的スムーズな御案内ができていますものと認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。同僚議員の一般質問をきっかけに、このおくやみガイドブックを作成いただいたことで、あらかじめ御遺族が必要な手続を確認できるようになったことというふうに思います。大変役立つ冊子を作成いただいたものと感謝をしております。実際、市役所で、先ほどのおおむね6つの窓口で各手続を行う場合、何枚ぐらいの申請書に記入をしていただき、全ての窓口を回るための所要時間はどれぐらいかかるものなのか、お伺いをいたします。

○市民課長（長井素子君） おおむね6つの窓口で、7枚から9枚の申請書を記入していただきます。亡くなられた方や、御来庁いただいた方の状況により異なりますが、市役所の滞在時間は、この手続の種類でありまして、おおむね1時間から2時間あまりと認識をしております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。1時間から2時間ということでしたが、それではエのワンストップサービスのメリットに移りますけども、静岡県湖西市を例にお伺いをさせていただきます。湖西市では、パソコンやスマートフォンから、1週間前までに事前予約することにより、手続当日はほぼ1か所の窓口で手続を完了することができる、このおくやみワンストップサービスを実施しております。ワンストップサービスのメリットにつきましては、先ほど市長からも御答弁いただきましたように、御遺族の方の負担軽減という点で御認識いただいておりますが、おくやみコーナーとなると様々な課題があるとのことでした。そうしますと、例えばおくやみコーナーでなくとも、どこかの課の窓口で事前予約を受けて、印字された申請書を一括で御遺族の方に渡すまで行うというような方法もあるかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 事前予約が行われた場合においては、市は御遺族の方が来庁される日までに必要な手続を把握して準備することができ、当日はスムーズな御案内ができるものと認識しております。一方で、事前予約から申請書類のお渡し及び御案内までを1か所で行うためには、やはり専任の配置などが必要と考えておりますことから、事前に準備した申請書を一括で、一課にまとめておく方法におきましても、人員確保、費用等の課題を踏まえる必要があると認識しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。市民にとって、とてもこのメリットがありますし、市の業務にとってもメリットがあるというふうに思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、おくやみコーナーについてでございますが、昨日の読売新聞、多摩版に狛江市の取組が紹介されておりましたが、おくやみコーナーを設置している近隣市について、教えていただけますでしょうか。

○市民課長（長井素子君） 立川市、八王子市、狛江市でございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。近隣でも増えてるということが確認できましたけども、最後に「御遺族支援（おくやみ）コーナー」の今後の展望について、市の見解を伺えればと思います。

○市民環境部長（田村美砂君） おくやみコーナーの設置につきましては、御遺族の方の手続の負担を軽減できるものであり、市民サービスの向上や、事務の効率化が図られるものと認識をしているところでございます。現状におきましては、課長からも答弁いただきましたが、各手続を理解する専任職員の配置や、現状の庁舎でのスペースの確保、それから費用の問題など、解決すべき課題が様々ありますことから、引き続き調査・研究をまいりたいと考えております。現行におきましては、これまで同様、御遺族のお気持ちに寄り添い、ガイドブックの活用も図りながら、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。悲しみの中、この手続に慣れていない御遺族の方が、多くの手続を長時間、行うことの負担が軽減されるように、今後も一括して申請書を作成できるサービス等、御遺

族に寄り添う市民サービスが向上することを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時37分 延会